

令和7年5月22日(木)
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

1問 本法律案においては、どのような判決書等がデータベース化の対象とされるか、また、その理由について、法務当局に問う。

[データベース化の対象について]

○ 本法律案では、令和4年の民事訴訟法等の改正によりデジタル化される民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された

- ・ 電子判決書
- ・ 電子判決書に代えて作成された電子調書(いわゆる電子調書判決)
- ・ 電子決定書

の内容について、指定法人のデータベースに収録される対象としている。

[理由について]

○ このうち、電子判決書とこれに代えて作成された電子調書については、裁判例の横断的分析や機械学習の素材とすることによる活用に資するよう、事案の内容にかかわらず広く収録することを想定している。

○ 他方、電子決定書については、裁判長による期日指定等、定型的なものも多く存在することから、法令の解釈適用について参考となるものに限って収録することとし、具体的な範囲は今後省令で定めることを予定している。

(参考1) 収録する電子決定書を限定する理由

一般に、決定及び命令は、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものであり、その性質は判決とは大きく異なることから、手続上も、相

当と認める方法により告知をすれば足りるなど、判決とは異なる取扱いがされ、日本国憲法においても「公開」が明記されているものではない。

また、決定及び命令については、裁判長による期日指定等、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子決定書の作成に代えて調書に記録されるものも多く存在し、理由の説示の程度についても明確な基準はなく、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理を行うという訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法・内容とされているという実情にあると考えられる。

こうした決定及び命令に係る民事裁判情報を一律にデータベースに収録しても、裁判所の判断過程を分析することによる活用が期待できないものが混在することとなり、かえって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加し、ひいては利用料金が過度に増加することが懸念される。

(参考2) 収録する電子決定書の内容

電子決定書に係る民事裁判情報のうち、指定法人のデータベースに収録するものは、法務省令で定めることとしているところ、収録の対象とすべき決定について、民事判決情報データベース化検討会報告書においては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

(参考3) 令和5年の法改正によって裁判書が電子化される手続

○ 令和5年の法改正によって裁判書が電子化される民事保全手続や非訟事件手続については、

- ・ 改正法の施行が公布の日（令和5年6月14日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、
- ・ 記録の閲覧等について民事訴訟事件等とは異なる規律が設けられている

など、ニーズや手続の性質等に応じた別途の検討が必要になると考えら

れることから本法律案におけるデータベース化の対象外としている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものに限る。）

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書（同法第六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）

ハ 電子決定書（民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二～四 （略）

2 （略）

令和7年5月22日(木)
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 本法律案において、電子判決書等に含まれる訴訟関係者の個人情報や営業秘密等の保護をどのように図るのか、法務当局に問う。

- 本法律案において、指定法人は、電子判決書等のうち民事訴訟法等の規定によって閲覧等が制限される部分については取得しないこととしており、これによって個人のプライバシーや企業の営業秘密の保護が図られると考えている。
- その上で、電子判決書等のうち個人の氏名や生年月日等については、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、法務省令で定める基準に従い、指定法人において仮名加工処理をしなければならないものとしているほか、加工の方法に関する事項は、指定法人の定める業務規程の必要的記載事項としており、法務大臣の認可を受けなければならないものとしている。
- また、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしている。
- 加えて、本法律案においては、指定法人が保有する民事裁判情報等について、目的外使用を禁止し、安全管理措置を講じさせ、法務大臣が業務遂行を監督することとし、指定法人の役員、職員等が保有民事裁判情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときには罰則を科すこととしている。

(参考1) 仮名処理の基準に関する検討の視点 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(2)イ [19ページ]))

基幹データベースを構築する意義は、民事裁判情報につき、その内容を分析するなどといった利活用ができるようにし、得られた成果を社会の発展に役立てるということにある。そして、これを実現するためには、裁判所の判断及びその過程の分析・検討を可能にするため、判断の基礎となった具体的事実関係を読み取ることができる状態でデータベース化する必要がある。そこで、ある情報を仮名処理の対象とするか否かを検討するに当たっては、仮名処理によって保護を図ろうとする訴訟関係者の権利利益は何か、保護を図る手段として仮名処理が相当かといった点を踏まえつつ、基幹データベース構築の意義が損なわれないようにすることにも配慮する必要がある。

(参考2) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(1)ア及びイ [17～18ページ]))

- ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部 (ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。)、②個人の住所のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号 (個人情報保護法第2条第2項) の全部についても仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。
- イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

(参考3) 追加的な処理において仮名処理の対象とすることが想定される情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(2)イ〔42～43ページ〕)

具体的に必要とされる措置の内容は個別の事情によって異なることが想定されるものの、民事裁判情報に、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報が含まれ、精神的な被害を含む二次被害が発生するおそれがあるときに、当該情報を仮名化することや、訴訟代理人である弁護士や司法書士に対する業務妨害が行われる具体的な可能性がある場合に当該氏名部分を仮名化することなどが考えられる。

(参考4) 閲覧等制限決定の対象となった情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・1(2)ウ〔14～15頁〕)

ウ もとより、情報管理機関においては、訴訟関係者の権利利益に配慮するため、後記2(1)のとおり仮名処理を実施するとともに、後記4(1)のとおり適切な安全管理措置を講ずる必要がある。これに加えて、訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要する事案については、民事訴訟法上、住所、氏名等の秘匿制度や閲覧等制限の制度等が設けられており、こうした制度の適切な運用の下で、それを活用した仕組みを構築するのが適切である。具体的には、当該制度によって保護される情報について情報管理機関が取得しない仕組みを設けることが考えられる。住所、氏名等の秘匿決定が行われた場合、秘匿すべき事項は電子裁判書に記録されないことから(改正民事訴訟法第133条第5項参照)、情報管理機関が当該事項に係る情報を取得することは想定されず、特段の仕組みを設ける必要はないと考えられるものの、電子判決書に対する閲覧等制限決定が行われた事案については、当該決定の対象部分に該当する情報について情報管理機関が取得しない仕組みを構築する必要がある。さらに、こうした事案については、後記5(1)イのとおり、訴訟関係者等の申出に応じ、事後的な措置を構ずる必要がある。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。
 - 一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項
 - 二 (略)
 - 三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項
 - 四～六 (略)
- 3 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

- 2 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び第七条第二項の規定による民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に

置き換えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)【令和4年法律第48号による改正後のもの。未施行】

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3~8 (略)

○ 不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)

(定義)

第二条 (略)

2~5 (略)

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

7～11 (略)

令和7年5月22日(木)
古庄 玄知 議員(自民)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 指定法人が整備するデータベースについて、どのような人が利用するのか、法務当局に問う。

- 本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備・提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものであり、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定している。
- 指定法人から直接民事裁判情報の提供を受ける者としては、このような利用を行う判例データベース事業者、出版社、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。

(参考1) 民間事業者の判例データベースの利用料金

主要な民間の判例データベースとしては、株式会社LICが提供する「判例秘書」、第一法規株式会社が提供する「D1-Law」、トムソン・ロイター株式会社が提供する「Westlaw Japan」、株式会社TKCが提供する「TKCローライブラリー」がある。その利用料金は様々であるが、月額1万円程度で利用できるものもある(TKCローライブラリー)。また、公立図書館において民間事業者の判例データベースが利用できることもある(千葉県立図書館HPによる。)

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由がある

ときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

- 2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

4問 指定法人のデータベースを個人が直接利用することはできないのか、また、この点について本法律案ではどのように定められているのか、法務当局に問う。

- 本法律案第10条第1項では、指定法人は、法務省令で定める正当な理由がある場合を除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならないこととしており、制度上個人の利用が制限されるものではない。
 - しかし、個人の利用者に特定の民事裁判情報を一件ずつ提供するためには、所要のシステム構築に相応の費用を要し、利用料金の高騰を招くおそれがあることなどから、先ほど答弁したとおり、基本的に、一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用することを想定しているものである。
 - 具体的には今後検討することとなるが、指定法人の業務が適正かつ確実に行われるよう、対応が困難な方法による提供を求める申込みについては、情報提供契約の締結を拒絶することができる「正当な理由」として法務省令で規定することを考えている。
- 一般の個人は、高度な検索機能や判例解説等が付加され、閲覧に適する形式に整えられた民間事業者の判例データベースの方がより利便性が高いと思われ、現状と同様に、一次利用者たる民間事業者が整備したデータベース等を通じた二次的な利用をしていただくことを想定している。
- 特定の民事裁判情報を一件だけ取得するというニーズについて

ては、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて、将来的に検討されるべき課題と考えている。

(参考1) 令和7年4月25日衆・法務委員会における松井政府参考人答弁
本制度は、大量の情報を処理する技術を用いて多数の裁判例の横断的分析を行うなど、デジタル社会における新たなニーズに応えるために、指定法人において基幹となる網羅的な民事裁判情報のデータベースを整備、提供し、民事裁判情報の幅広い利用を可能とするものでありまして、基本的に、その一次利用者においては、利用料金を支払ってデータベースの全部を利用するというを想定しております。

御指摘のようなニーズは有識者検討会においても指摘されましたが、指定法人に対して特定の類型や一件ずつの民事裁判情報の提供を求めることについては、委員御指摘のとおり、そのための検索機能や決済手段等所要のシステムの整備に相応の費用を要すること、また、一件ずつの提供を求められるのは先例性や社会的関心の高い事案に係るものと想定されますが、こうした事案については既に裁判所ウェブサイトにおいて無償で公開されていることなどを踏まえ、まずは先ほど申し上げた新たなニーズに応えるために本制度を整備することとしたものです。

御指摘のニーズへの対応は、民事裁判情報のより幅広い利用に向けて有用なものとなり得ると思っておりますが、指定法人のデータベースの運用状況やデジタル技術の進展状況に応じて将来的に検討されるべき課題であると考えております。

(参考2) 機械判読に適した形式

CSVやXML等の形式を想定している。CSVとは、Comma Separated Valuesの略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Languageの略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる(例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。)

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

5問 データベースの利用者における利用の方法や指定法人が整備するシステムの具体的な運用イメージについて、法務当局に問う。

[利用の方法について]

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、様々な価値を付加して製品やサービスを開発・提供し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。

- 具体的には、例えば、判例データベース事業者などの一次利用者において、民事裁判情報につき、
 - ・ 裁判例の体系化
 - ・ 解説や英訳の付与を行うことのほか、デジタル技術を活用し
 - ・ 裁判例の横断的分析
 - ・ より精緻な統計的分析
 - ・ 機械学習の素材にしてA Iの研究開発を行うこと等も考えられる。

[指定法人のシステム]

- 指定法人については公募を経て指定することから、その整備するシステムについて現時点で確定的なお答えをするのは困難であるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、
 - ・ A Iを用いるなどして機械的に仮名処理を行うためのシステム
 - ・ 最高裁判所から民事裁判情報を取得し、機械的な仮名処理

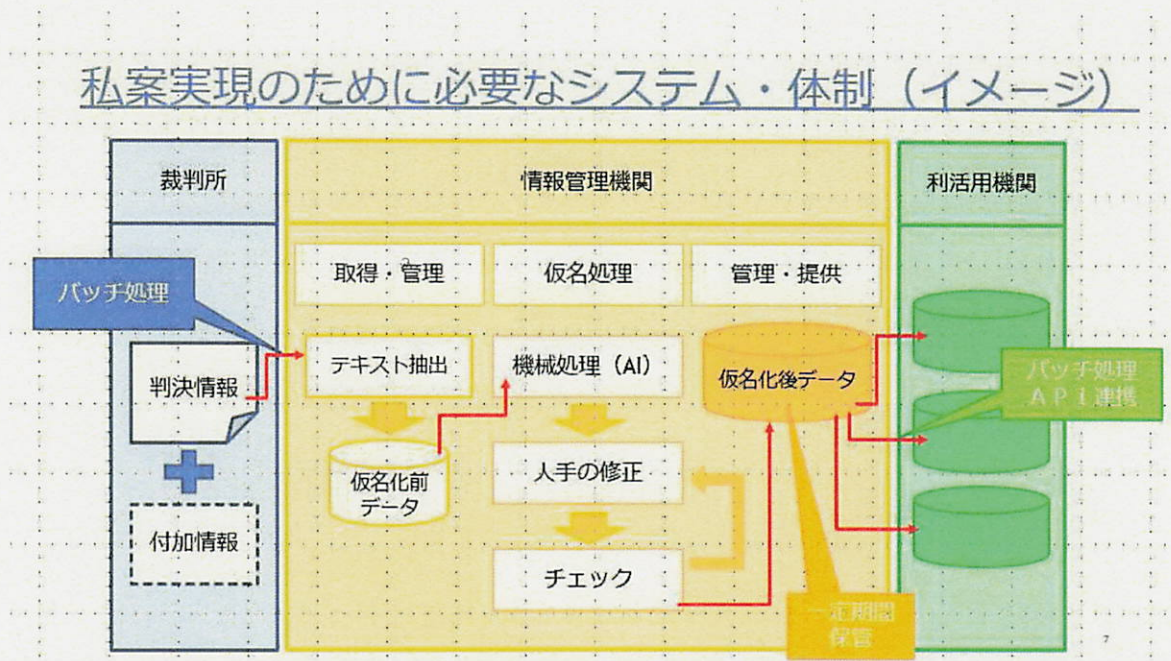
の正確性を確認し、確認後の情報を利用者に提供し、この間において情報を適切に管理するためのシステム
等が必要になるとされたところ。

- （先ほど述べたように）一次的な利用者においては、デジタル技術を活用した民事裁判情報の分析等が行われることが想定されることから、有識者検討会においては、指定法人が利用者に提供するデータの形式はC S VやXML等の機械判読に適したものとすべきであるとされており、こうした形式でデータを提供するためのシステムも必要になると考えられる。

（参考1）有識者検討会におけるヒアリング（民事判決情報データベース化検討会第5回〔令和5年2月22日実施〕議事録抜粋）

資料の6ページは「私案実現のために必要なシステム・体制」です。情報管理機関としては、主として次のような業務を行うということを予定しております。まず、裁判所から仮名処理前の民事判決情報を取得して、それを管理するということです。次に、取得した民事判決をAIによって仮名処理、そしてAIによって仮名処理したものを人手で修正・ダブルチェック、そして仮名処理した後の民事判決情報を利活用機関に提供、最後に、現在の紙の判決書やそれをテキスト化したデータにはない、付加的な情報についても従来の紙の判決書の情報に付加して裁判所から提供を受け、これについても利活用機関に提供するということを予定しているところです。この付加的な情報としましては、どのようなニーズがあるかについて、事業の在り方に関するワーキンググループに参加しているデータベース会社等にヒアリングをしたところ、判決のIDとか判決の言渡し日、裁判所のID、事件番号、審級関係、原審裁判所の判決のID、口頭弁論の終結の日、閲覧等の制限決定があった場合、更正決定があった場合等の情報について、付加的に提供いただきたいというニーズがあるということが分かっております。

(参考2) 民事判決情報データベース化検討会第5回資料 (抜粋)



(参考3) 機械判読に適した形式

C S VやXML等の形式を想定している。C S Vとは、Comma Separated Values の略称で、値や項目をカンマで区切ったテキストファイル・データのこと。Microsoft Excel 等様々なソフトで取り扱うことができる。XMLとは、Extensible Markup Language の略称であり、「タグ」と呼ばれるマークアップ記号を利用してテキストに情報を付加することができる (例えば、文中に「…〈主文〉1 被告は、原告に対し…。〈/主文〉」などと記号を挿入することで、記号間のテキストが主文であるという情報を付加することができる。)

6問 指定法人が整備するデータベースの利用料金はどうか、法務当局に問う。

- 利用料金は、公募を経て指定される指定法人がそのデータベースを適正かつ確実に整備・運用するための費用を賄うことができるよう、第一義的には指定法人が設定することとなる。
- 具体的には、適切なシステム整備に必要な費用や仮名処理に要する人件費等を踏まえた上で、利用者数の見込み等を勘案して定められることになるが、民事裁判情報には、公共財としての側面があり、その活用を幅広く促す観点から、なるべく低廉なものとする必要があると考えている。
- 想定される金額について現時点で確定的なお答えをすることは困難であるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)におけるヒアリングでは、
 - ・ システム開発費用に1億5000万円程度
 - ・ いわゆるランニングコストとして人件費に年間4400万円程度を要するとの試算が示された。
- この金額はあくまで試算ではあるものの、これをベースに、システム開発費用をはじめとする初期費用を5年程度で回収しようとする、ランニングコストと併せて年間1億円程度の費用を要することになるから、料金は、この費用を利用者数で按分して賄えるように設定されることが想定され、より多く利用されれば、より低廉な金額になることが想定される。

(参考) 日弁連法務研究財団の実証実験結果 (民事判決情報データベース化検討会第5回会議 (令和5年2月22日実施) 議事録)

裁判所からの判決データを取得してから利活用機関へ提供する時間ですけれども、技術的・体制的には数日で可能というふうに考えられているところですが、実際にはシステムの都合等もありますので、現実的な時間はもう少しかかるのではないかと見込んでいます。さらに、全体的なシステム構築にかかる初期の費用に関しては、今のところ概算で見積りを何社かから出していただいているところですが、平均すると1億5,000万円程度かかるのではないかというふうに見積もっています。

(中略) この実験では、自動仮名化処理システムというものによって施された仮名処理を、人手で修正するのにかかる時間というものを検証しております。(中略) この実証実験の作業では、2人の担当者の方に修正作業とダブルチェック作業というものを行ってもらうことにしました。

(中略) 実証実験の結果と概要になります。文字数を考慮して修正した結果になりますが、かかった時間について見ますと、シナリオ1の全文確認修正では約13分かかっておりました。シナリオ2の機械出力のみの修正では約4分という結果になっております。ヒアリングの結果、現状では平均的に1件30から60分程度かかっているというところが、大きく効率化されていたということが分かりました。

最後の13ページ目です。ダブルチェックを前提として1件当たりの作業時間は十数分ということになりますので、欠席判決を含む約20万件を、毎日更新をする場合の人手での修正には、16人程度の体制が必要となるのではないかと考えられます。年間のコストは約4,400万円かかるのではないかと見積もられております。資料の最後の方には実証実験に参加した方の参考の御意見が記載されています。簡単ですけれども私の発表は以上となります。ありがとうございました。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程 (以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」

という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

7問 「指定法人」を全国で1つの「営利を目的としない法人」に限った理由について、法務当局に問う。

[全国で一つに限った理由]

- 本制度では、広く利用者の用に供し得るものとして、指定法人において最高裁判所から民事裁判情報の提供を受け、基幹となるデータベースを整備することを予定しており、このような位置付けや、仮名処理等の作業を集約して効率化できることを踏まえ、指定法人は一つに限ることが相当である。
- また、複数の法人がこれを取り扱うこととなれば、仮名処理前の訴訟関係者の氏名等に関する情報の漏えい・拡散のリスクが高まる上、訴訟関係者等は、複数の法人に対して仮名処理の訂正等の申出をすることが必要になるなどの支障が生じ得る。
- こうした事情を踏まえ、本法律案においては、指定法人を全国に一つだけ認めることとしている。

[営利を目的としない法人に限った理由]

- 社会全体で活用すべき公共財としての側面を有する民事裁判情報について、その適正かつ効果的な活用のために必要な加工を行って利用者に提供するという業務については、公正に行われ、利用料金をなるべく低廉なものとして民事裁判情報の活用を幅広く促す必要がある。
- そこで、この業務の担い手については、営利を目的としない者に行わせるのが相当であるから、営利を目的としない法人に限定することとしている。

(参考1) 仮名処理の効率化 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・6(2)イ [46ページ]))

現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体としてみた場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5(1)の事後的な措置が統一的に行われなくなることや利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念される。

(参考2) 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準 (平成18年8月15日閣議決定)

1 規制の新設審査の際の基準

(中略)、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させる仕組みの新設は抑制するものとし、やむを得ず、新設せざるを得ない場合については、当該事務・事業の基本的内容を、原則として、法律で定め、事務・事業の実施方法等に関する基準を客観的に明確なものとするとともに、登録制とする。

登録機関による実施により難しい事務・事業については、登録機関による実施に準じた措置を検討することとする。

なお、それにもより難い次のような場合は、上記原則の例外として取り扱うこともやむを得ないものとする。

(中略)

エ 取り扱う情報の重複の排除や漏えい・拡散の防止等の観点から、統一的な情報の管理や提供等を必要とする事務・事業

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案。

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一～五 (略)

2～5 (略)

8問 指定法人を一つに限ると、競争がなくなり、料金が高くなる
らないか、また、現状において判例データベースを提供して
いる民間業者に対する圧迫とならないか、法務当局に問う。

[利用料金について]

- 料金に関する御指摘の点については、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においても議論されたものの、(先ほど答弁したとおり、)指定法人が仮名処理の作業を集約して効率的に行い、基幹となるデータベースを整備するという本制度の趣旨や、複数の法人がこれを行うとすれば情報漏えいのリスクが高まり、訂正の申出が煩雑になるという弊害を踏まえ、指定法人は一つに限るのが相当であるとされたところ。
- 競争原理が働かないことに伴う懸念については、本法律案では、利用料金に関する事項を指定法人の業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。

[民間業者への影響について]

- 指定法人は、本制度の下で、基幹となるデータベースの構築・管理と判例データベース事業者などの利用者への提供を行うことを業とするものであって、それらの事業者と競合するものではない。
- むしろ、既存の判例データベース事業者においては、従前はそれぞれ人手とコストをかけて行っていた仮名処理を自ら行う代わりに、仮名処理済みの民事裁判情報を対価を支払って入手することが可能になる。

- このように、指定法人と判例データベース事業者は異なる業務を行うため、本制度が既存の判例データベース事業者の業務を圧迫するものではないと考えており、有識者検討会（民事判決情報データベース化検討会）で実施したヒアリング及びパブリックコメントでも、判例データベース事業者から本制度に反対する意見等はなかった。

（参考1）社会全体として見た場合に極めて非効率的である旨の指摘（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・6（2）イ〔45～46ページ〕））

- イ このような仕組みを設けるとして、基幹データベースの構築は、前記第4・1のとおり、各地の裁判所で生成される民事裁判情報を集約し、包括的に仮名処理等の加工を行って利用者に提供するために行うものであるから、情報管理機関は一つに限られるのが望ましいと考えられる。

他方で、情報管理機関を一つに限らないこととした場合には、複数の情報管理機関による競争が生じ、抽象的には提供料金の低廉化につながる可能性があるほか、一つの情報管理機関が事業を停止した場合に他の情報管理機関による民事裁判情報の提供が継続されるという利点が考えられる。しかしながら、現状において、民事裁判情報の提供主体がそれぞれに相応の費用と手間をかけて仮名処理を実施しているという状態が、社会全体として見た場合に極めて非効率的であり、民事訴訟手続のデジタル化の実現後に、データ化された民事裁判情報が大量に生成され蓄積されていく中で、大量の民事判決の利活用を念頭に置く場合には、このような現状を改善する必要があるとの指摘がされている。このような現状に対する問題認識を背景として、民事裁判情報の提供の在り方を抜本的に見直すための検討に至った経緯を踏まえれば、情報管理機関は一つに限られることが望ましいと考えられる。仮に複数の情報管理機関による競争が生じた場合には、提供料金を低廉なものとするために提供する民事裁判情報を限定する者や仮名処理を行う人員を削減する者が現れる可能性も否定できない。また、この場合には、複数の情報管理機関が同じ民事裁判情報を重複して管理することとなり、不正アクセス等による情報漏えい・拡散のリスクも高まると考えられるほか、前記5（1）の事後的な措置が統一的に行われなくなること

や利用者・訴訟関係者にとって事後的な措置を求める相手方が不明確になったり、複数の情報管理機関に対して申出をしなければならなくなったりするという弊害も懸念される。

提供料金を低廉にするためには、情報管理機関において前記3(4)ウのような安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化の検討や利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組の検討等が行われることが望まれるほか、後記(3)のように、提供料金について業務規程の認可を通じた監督官庁の関与が考えられるところであり、情報管理機関の事業停止についても、適切な承継の仕組み等を設けることにより、弊害を回避することが可能であると考えられる。法制化に当たっては、他の制度とも比較しつつ、法体系全体との整合性を考慮して適切な形にする必要があると考えられるものの、以上の点を考慮すると、情報管理機関は一元化するのが望ましいと考えられる。

(参考2) 指定法人の業務の性質が競争による高度化になじまないとする有識者の意見（民事判決情報データベース化検討会第12回会議（令和5年12月8日実施）議事録・商法等の有識者意見）

ありがとうございます。私も情報管理機関は一元化することが望ましいと考えます。性質上、基幹データベースというのは、そこで付加価値を付けてサービスを競うという性質のものではありませんので、ここは単一にして、そして全体の基礎になるデータを集める。こういうことで、そのために、例えば仮名化等々のところで重複したコストを掛けるということは望ましくないし、（中略）利害関係者にとってもコストが少なくなるというふうに考えるからです。以上です。

(参考3) 利用料金をできるだけ低廉なものとするについて（民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋（第5・3(4)ウ〔32～33ページ〕）

前記2(1)の仮名処理や後記4(1)の安全管理措置を実施するためには、相応の費用を要することとなるから、民事裁判情報の提供は有償で行われる必要があるものの、前記第2・4の公共財としての側面からは、提供の対価をできる限り低廉なものとすることが期待される。こうした観点からは、「オープンデータ基本指針」にあるように、制度の運用開始後にお

いても、安価かつ安全な最新技術を活用することによる、提供に係る経費の低減化や、利用者を増加させ、個別の利用者の負担額を低減する取組を通じて、提供の対価について不断の見直しが行われることが望ましく、その際には、利用者負担での提供とすることが社会経済的に適当かどうかについても再検討することが望まれるとの意見もあった。他方において、提供料金は、基幹データベースの健全な運用に支障を来さないように定められる必要がある。基幹データベースの運用には、システムの構築・運用経費、人件費、万一損害賠償請求を受けたときに万全の対応をするために必要な損害保険料等、様々な費用を要すると想定されるところ、基幹データベースの健全な運用が図られるよう、提供料金は、これらの費用を適切に勘案して設定されることが望まれる。

(参考4) 民事判決情報データベース化検討会

令和4年10月から法務省において開催された有識者会議であり、憲法、行政法、民法、民事訴訟法及び情報法・情報セキュリティの各研究者並びに最高裁判所、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国消費生活相談員協会で構成され、オブザーバーとしてデジタル庁が参加した。

計16回にわたって会議を行い、報告書素案に関するパブリックコメント手続(令和6年3月29日から同年5月10日まで実施し、19の個人・団体から、128件の意見が寄せられた。)を経て、同年7月、「民事判決情報データベース化検討会報告書」を取りまとめた。

(参考5) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見(民事判決情報データベース化検討会第2回会議(令和4年11月16日実施)議事録抜粋)

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなく、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては

無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

1問 本法律案第14条によれば、民事裁判情報管理提供業務の「一部」について、委託及び再委託することができるが、委託や再委託ができない民事裁判情報管理提供業務とは何か、法務当局に問う。

- 本法律案では、業務を適正かつ確実に行うことのできる経理的基礎及び技術的能力を有する法人を指定して業務を行わせることとしており、業務の委託や再委託によってその趣旨が損なわれることのないよう、業務の全部の委託・再委託は認めず、一部に限って認めることとしている。
- したがって、御指摘の規定(本法律案第14条第1項及び第2項)は、委託や再委託をすることができない具体的な業務が存することを前提としたものではなく、業務の全部を委託することが認められない旨を明確にする趣旨のものである。
- 法務省としては、業務の委託や再委託が行われることによつて法の趣旨が損なわれることのないよう、その承認の可否について、適切に判断してまいりたい。

(参考1) 承認の手続の詳細

承認を得るための手続については、必要な提出書類等を法務省令で定めることなどを予定しており、具体的には本法律案成立後に検討することとなるものの、委託に係る契約書を提出させ、委託等の必要性や、指定法人が講ずる安全管理措置と同等の安全管理措置を委託先において講ずる義務が設けられているかなどの点について確認することが考えられる。

(参考2) 受託者が取り扱う情報

委託が想定される人手による確認作業においては、次のような作業が想定される。すなわち、指定法人が行った機械的な仮名処理を行った後の情報を受託者が確認し、必要に応じて仮名漏れの修正、仮名過多（「森林」という単語を「森」「林」という姓として仮名処理しているなど）の修正、同一人物の仮名を同一の記号にそろえる修正等を行うことが想定される。この過程においては、仮名処理前の情報を参照する必要があると考えられるから、受託者は、機械的な仮名処理を行った後の情報のみならず、仮名処理前の情報についてもこれを取り扱うことが想定される。なお、この場合において、受託者が仮名処理前の情報のコピーを保有することになるか、指定法人の保有するデータにアクセスする権限を得て作業をすることになるかは、指定法人と受託者において取り決めることとなる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委
田島 麻衣子 議員(立憲)

2問 本制度において、外国の企業に対しても、民事裁判情報管理提供業務の委託や再委託を行うことはできるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案では、指定法人がその業務の一部を委託し、又は再委託に同意する際、法務大臣の承認を要することとしている一方、委託先や再委託先の属性について特段の制限は設けておらず、外国企業への委託や再委託が直ちに禁止されるものではない。
- 法務省としては、業務を委託・再委託する必要性があるかや、委託先において安全管理体制が十分構築されているかなどを踏まえ、外国企業への業務の委託又は再委託を承認するかにつき、適切に判断してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

✓ (委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 (略)

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

令和7年5月22日(木)
田島 麻衣子 議員(立憲)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 民事裁判情報管理提供業務の委託は、再委託以降何段階まで行うことが可能か、法務当局に問う。

- 本法律案においては、再委託以降の更なる委託に関する規律を設けていないが、民間における契約形態は様々であり、それを踏まえて民事裁判情報管理提供業務を行うにつき支障を生じさせることのないようにする観点から、更なる委託を禁止するものではない。
- しかしながら、委託を繰り返すことについては、法務大臣の監督が及びにくくなることや民事裁判情報の提供料金が不当に高額になることなどが懸念されることから、必要最小限度であるべきであり、法務省としては、委託や再委託の承認に当たって、更なる委託の有無等を含めた業務全体の執行体制の把握に努めるなどして、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 明文の規定がない再々委託の可否

「〇〇の規定により～業務の再委託を受けた者は、当該～業務の一部の委託を受けた者とみなして〇〇の規定を準用する。」などとする明文の規定がない場合に再々委託が認められるかについて、他法令の解釈は必ずしも明らかではないものの、民法上、復代理人は、明文の規定がないものの、更に復代理人を選任することができる^{と解されており}(新版注釈民法(4)総則(4)94ページ)、明文で禁止規定を設けていない場合には再々委託が認められるものと解することも合理的であると考えられる。

(参考2) 委託について承認制を採用する法令における申請書の記載事項等
塩事業法の塩事業センターの業務について、その一部を財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができることとされているところ、承認

の申請に当たっては、委託を必要とする理由等を記載した申請書を提出しなければならない。財務大臣においてその必要性を審査することとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について財務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

○ 塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）

(業務の一部委託の承認申請)

第二十二條 センターは、法第二十三条第三項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする理由

2 (略)

3 財務大臣は、第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その業務の委託がセンターの業務を運営するために必要であり、かつ、受託者が確実にその業務を行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委

田島 麻衣子 議員(立憲)

4問 委託先又は再委託先における安全管理体制の確保について、法務大臣の決意を問う。

- 本法律案においては、指定法人が民事裁判情報等の安全管理措置を業務規程に定めた上、法務大臣の認可を得るものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人は、
 - ・ 適切な安全管理体制を講じることができる者に対し、業務を委託し、又は再委託に同意する
 - ・ 委託先又は再委託先における民事裁判情報等の取扱いについて、適切に監督することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託について、法務省令で定めるところにより、法務大臣の承認を受けなければならないこととしており、委託先又は再委託先における安全管理体制は、承認の可否を判断するに当たり考慮されることとなる。



- 法務省としては、適切な安全管理体制を備える者に対し委託又は再委託が行われるよう、承認の可否について適切に判断するとともに、指定法人に対する各種の監督権限の行使を通じて、委託先又は再委託先における民事裁判情報の適正な取扱いを確保してまいりたい。」

(参考1) 承認の手続の詳細

承認を得るための手続については、必要な提出書類等を法務省令で定めることを含めて本法律案成立後に検討することとなるが、例えば、委託に係る契約書を提出させ、指定法人が講ずる安全管理措置と同等の安全管理措置を委託先において講ずる義務が設けられているかについて確認することが考えられる。

(参考2) 指定法人に対する監督権限

本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し、①監督上必要な命令をする権限、②報告徴求及び立入検査を行う権限、③指定の取消しをする権限等を有しており、例えば、指定法人において、委託先及び再委託先における安全管理措置が不十分であることを知りながら放置していたような場合には、こうした監督権限の行使により是正を図ることとなる。

(参考3) 委託先における目的外使用の禁止

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定(第12条)の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先(再委託先を含む。)にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委

矢倉 克夫 議員(公明)

1問 本法律案が成立し、判例情報のAI利活用が進んだ場合、AIが学習した裁判情報を基に偏った判断や誤用、誤解釈がされる可能性を否定できず、また、二次利用、三次利用での誤情報、誤解釈に基づく裁判情報がSNS等で広く拡散された場合、現状では速効性のある対応ができないのではと危惧しているが、これらへの対応策を検討しているか、法務大臣に問う。

○ 本制度により整備される民事裁判情報のデータベースは、御指摘のとおり、利用者によりAIの学習素材としても用いられ得るものであり、その前提として、まずは、指定法人において、正確で、かつ、偏りのない網羅的なデータベースを整備することが肝要であると考えている。

○ その上で、

- ・ 御指摘のAIによる誤情報の提示等については、AIの利用に当たっての一般的なりスクとして指摘されており、
- ・ SNSによる誤情報の拡散についても、AIが利用される場面に限らず生じ得る深刻な問題であ



ると認識しているが、
これらの点については、A Iの活用促進に当たっての政府全体の方針等も踏まえ、その予防及び抑止等が図られていくものと認識。

- 法務省としては、本制度による民事裁判情報の利用状況を注視するとともに、A Iの活用に係る政府全体としての方針も踏まえて、利用者に対する啓発を含め、必要な取組を行ってまいりたい。

(参考1) 利用者が指定法人のデータベースを不正利用した場合の対応

本法律案では、法務省令で定める正当な理由があるときは、指定法人が利用者との情報提供契約を解除できることとしており、速効性のある対応とは言い難い面もあるものの、利用者による誤情報の拡散が発覚した場合の対応策の一つとなり得る。

(参考2) 令和7年3月12日衆・法務委員会における鈴木法務大臣の答弁

- 鈴木国務大臣 法務、司法分野でどう、こうしたA I、人工知能というものを活用し、ある意味での様々な付加価値をつけていくのか、これは極めていろいろな可能性が高くある分野と思っております。

当然、AIの開発あるいは活用ということであれば、その基のデータですよね、データをどうきちんと整備をするのか、まさにデータをたくさん読み込ませなければ適切な解は当然求められないわけですから、そういった意味で、どのようにそうした環境整備をしていくかというのが、恐らくは、一義的には私どもの役割ではないかと思っております。

(中略)

そういった意味で、基盤整備ということであれば、今般、法務省において、今後、電子データとして作成されるようになる民事訴訟の判決書等の内容を民事裁判情報として適正かつ効果的な活用を促進するために新たな制度を創設する、そういった法案を提出したところであります。これからこの委員会でも御審議をいただくわけでありませけれども、この法案が成立できれば、その暁には、法務大臣の指定する法人によって整備、提供される基幹データベースを通じてより多くの民事裁判情報を利用できるようになる、そして、民間におけるAIの研究開発を含む様々な活用が行われるものと考えております。

法務省といたしましては、当面この基盤整備ということであればこの法案がまずは一丁目一番地ということでありませるので、この法案について国会において十分に御審議をいただいた上で、速やかに御可決いただけますよう、我々としても努力をしてまいりたいと思っております。

(参考3) 二次・三次の利用における誤情報の拡散について

指定法人は、二次的・三次的な利用者との間で直接契約を締結する関係にないことから、それらの者による誤情報の拡散に直接的に対処することは困難と考えられる。しかしながら、一次利用者として想定される判例データベース事業者等の利用規約においても、必要に応じた解除条項は設けられているものと考えられ、二次利用者等による不適切な利用の事実を一次利用者が認識しながらこうした条項に基づく契約の解除等を行わない場合には、指定法人が一次利用者との契約を解除することも考えられる。

(参考4) 令和7年4月11日衆・内閣委員会における城内国務大臣の答弁（人工知能関連技術の研究開発及び活用の促進に関する法律案審議）

○ 橋本（慧）委員（中略）

この夏に我々も大きな選挙を控えておりますし、今後我が国でも、偽の画像でありますとか動画が作られて、有権者の判断がディープフェイクによって大きく揺さぶられるようなことが出てくるということも十分に考えられますが、選挙におけるディープフェイクへの対策の実効性をどう確保するのか、お考えをお聞かせください。

○ 城内国務大臣 お答えいたします。

選挙活動に関連するかどうかにかかわらず、内閣府とい

たしましては、ディープフェイクを含めた偽・誤情報についての対策を講じていくことは、橋本委員も御指摘のとおり、大変重要であり急務であると考えております。

具体的には、本案第十三条に基づきまして、国が国際的な規範の趣旨に即した指針、これを整備することとなっております。この国際的な規範の一つであります広島AIプロセスの国際指針では、偽情報、誤情報に係る対策といたしまして、AIが生成したコンテンツであることを識別できるよう、電子透かし等の技術を開発導入することなどが挙げられております。

これらを踏まえまして、指針の詳細は検討中ではあるものの、例えば、一つの例として、AI開発者や事業者による電子透かしや来歴管理等を導入すること、もう一つは、AI活用者による法令遵守を徹底することなどを指針に明記することを想定しております。

いずれにしましても、関係省庁とも連携しまして、既存の法令やガイドラインの遵守徹底、AI研究開発者、活用者等によるしっかりとした自主的取組の促進、新たな技術の開発導入など、総合的に対策を進めてまいる考えであります。

(参考5) 令和7年4月11日衆・内閣委員会における徳増政府参考人の答弁(人工知能関連技術の研究開発及び活用の促進に関する法律案審議)

○ おおたけ委員 (中略) 生成A Iを検索エンジン代わりに利用し、企業等に関する誤情報が表示され、その誤った情報を基にSNSなどで発信して、他の多くの人々の様々な意思決定を誤った方向に導いた事例についてはどう対応できるか、伺います。

○ 徳増政府参考人 委員御指摘の事例について、政府としては、既存の法令ガイドライン等も活用して対処していくということでありますけれども、御指摘の趣旨が、今回のA I法案によって対応がどう変わるのかといった変化を尋ねているという理解の下、本法案によって変わると考えられる部分に絞って具体的にお答えをさせていただきます。

本法案に基づき、国は、国際規範に沿って指針を整備をいたしますが、その指針の中で、A I開発者による安全性向上について規定する予定であります。

その中には、誤情報を減らすための取組も当然含まれると考えておりまして、具体的にどういう対策を行うかは事業者によって異なりますが、例えば、生成A Iが企業等の情報を出力する際に、その根拠となった文献のURLを表示する等の対策が考えられます。

また、誤情報の出力について、A I提供者が情報を収集し、開発者に共有をし、対策を講じることも考えられる次第です。

このような対策によって、委員御指摘のような事案を、

発生してからの対応だけでなく、事前に予防、抑止、抑制をすることも考えてまいります。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(契約の締結及び解除)

第十条 (略)

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

○ 民法 (明治二十九年法律第八十九号)

(不法行為による損害賠償)

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 (参議院内閣委員会において審議中)

(目的)

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策について、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本とな

る事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適正性の確保）

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】

2問 仮名処理の基準については、法務省が定めた基準を基に、更に指定法人が詳細な規程を設けるという認識でよいか、また、特に、ストーカーやDV被害、その他の配慮が必要なプライバシー保護をどのように担保するのか、法務当局に問う。

〔法務省令と業務規程の関係〕

- (委員御指摘のとおり) 本法律案においては、指定法人が行う仮名処理について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとしている。
- また、加工の方法に関する事項等は、業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、詳細な仮名処理の基準等については法務省令で定める基準も踏まえ、指定法人の業務規程に定められることを想定している。

〔訴訟関係者の権利利益に対する配慮等〕

- 本法律案では、指定法人による民事裁判情報の取得・管理・提供の各場面において訴訟関係者の権利利益に対する配慮をしており、具体的には、
 - ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象になった情報を取得しない、
 - ・ 保有する民事裁判情報等については、目的外使用を禁止するとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じる、
 - ・ 利用者への提供に当たっては、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行う

ことに加えて、

- ・ (委員御指摘のように) 他の情報と組み合わせると特定の個人が識別される場合もあるため、訴訟関係者からの申出により、個別の事情を踏まえ、必要に応じた追加的な仮名処理を行う

こととしている。

- 法務省としては、訴訟関係者の権利利益について、本制度で設けた仕組みとその適切な周知徹底等を通じて、適切に配慮してまいりたい。

(参考1) 収録の必要性に関する指摘 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・1(2) [14~15ページ])

- (2) 訴訟関係者の権利利益に格別の配慮を要すると思われる事案について

ア 前記第2の意義を実現するためには、情報管理機関が網羅的に民事裁判情報を取得する必要がある。もともと、民事裁判情報には、犯罪、DV、ストーカー被害に係る損害賠償請求事案のほか、訴訟手続上、秘密保護のための閲覧等の制限の制度や当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度が利用された事案、対審の公開が停止された事案等、当事者を含む訴訟関係者のプライバシー等に対して格別の配慮を要すると考えられる事案も含まれる。こうした事案類型に係る民事裁判情報については、訴訟関係者の権利利益に特に配慮する観点から、情報管理機関が裁判所から取得せず、基幹データベースに収録しないという考え方もあり得るように思われる。

イ しかしながら、こうした事案類型についても、同種事案において参考とすべき規範が示されたり、規範への当てはめに際して考慮された重要な事実関係が明らかにされたりする可能性があることからすれば、利活用の必要性は否定できず、むしろ参考とされることで同種事案における適切な権利の実現に資することとなると考えられる。そうすると、こうした事案類型についても、これに該当することのみをもって利活用の途を閉ざすことは相当ではなく、訴訟関係者の権利利益に配慮するための方策を講じた上で基幹データベースに収録するのが望ましいと考えられる。

(参考2) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

(参考3) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

(参照条文)

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があつた場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2～8 (略)

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他の通常所在する場所(以下この項及び次項において「住所等」という。)の

全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2～4 （略）

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

7～11 （略）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（定義等）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者

として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イから

ハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

（罰則）

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報（第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報に限る。）、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者

令和7年5月22日(木)
矢倉 克夫 議員(公明)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

3問 令和6年7月29日の民事判決情報データベース化検討会報告書の中に、「訴訟関係者のうち死者、いわゆる歴史上の人物、公人といわれるような人物、書籍の著者、公務員等、必ずしもその氏名について仮名処理をする必要がないと考えられる類型があるのではないか」との意見があったが、氏名を仮名処理をしないのはどのような場合であり、誰が判断するのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報に含まれる特定の個人の氏名について仮名処理の対象としているが、当該民事裁判情報に係る裁判をした裁判官等、仮名処理をしなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者については、仮名処理を要しないこととしている。
- 加えて、有識者検討会の報告書(民事判決情報データベース化検討会報告書)においては、御指摘の歴史上の人物等の氏名を仮名処理の対象外とすることについても議論がなされたが、その判断をするための画一的な基準を設けることが困難であり、指定法人の整備する仮名処理システムの能力や運用状況等を踏まえて検討するのが相当である旨指摘されている。
- 仮名処理の要否については、省令の内容を踏まえ、指定法人において判断されることになるが、法務省としては、報告書における指摘を踏まえつつ、省令の制定に当たり、必要な検討をしてまいりたい。

(参考1) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ア及びイ〔1

7～18ページ]

- ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部（ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。）、②個人の住所のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号（個人情報保護法第2条第2項）の全部についても仮名処理を実施すべきである（後記(2)、(3)参照）。
- イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡（東京都は特別区）より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである（後記(2)、(3)参照）。

(参考2) 歴史上の人物等に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載（第5・2(3)ア〔21～22ページ〕）

（中略）なお、本検討会では、以上のほか、①いわゆる歴史上の人物、②公人といわれるような人物、③書籍・論文等の著者等について、その氏名を仮名処理の対象としないことが相当であるとの意見があった。これらの者についても、言わば「常識に照らして」判断し得る典型的な場面を想定する限り、その氏名を仮名処理の対象としないことが相当であるとの点に異論をみなかった。しかしながら、この判断をするための画一的な基準を設けることは困難であり、対象者の認知度等によっては、情報管理機関において上記①から③までの類型に該当するか否かを判断することが困難な場合もあり得るところであり、仮名処理の対象とすべきか否かの線引きが難しい場合が生ずることも想定される。そのため、これらの者の氏名についても、制度の運用開始当初において仮名処理の対象とすることはやむを得ないと考えられるが、情報管理機関においては、本検討会における以上の議論を踏まえて仮名処理システムの能力や運用状況等をみながら、仮名処理の対象としない場合についての見直しを行っていくことが相当である。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

4問 指定法人の指定に当たっては、個人情報やプライバシーを保護するための仮名処理等の業務の在り方という問題点を認識した適切な業務規程が定められるべきであると考え、法務当局の見解を問う。

- 指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ大量の民事裁判情報を適正に取り扱うことが求められることから、本法律案においては、業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること等を指定の要件としている。
- こうした要件を審査するに当たっては、公募の手続を予定しており、その詳細については、本法律案が成立した後に具体的に検討することとなるが、適切な方式を策定し、仮名処理等の業務の在り方を含めて、候補となる法人の業務執行能力を総合的かつ的確に評価してまいりたい。
- その上で、仮名処理の在り方について定めることが予定される業務規程については、指定法人の指定後に策定され、法務大臣の認可を経ることとなるが、法務省としては、認可権限の行使を通じて、適切な業務規程が定められるよう対応してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用に関する法律案
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務(以下「民事裁判情報

管理提供業務」という。)を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。
- 四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。
- 五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2～5 略

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

- 一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項
- 二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項
- 三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項
- 四 料金に関する事項
- 五 苦情の処理に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)

令和7年5月22日(木)
矢倉 克夫 議員(公明)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

5問 法務省は、4月25日の衆議院法務委員会において、裁判所から提供を受けた仮名処理前の裁判情報のデータの保管期間について、「今後、指定法人において検討する」と答弁したが、保管期間は設ける予定か、法務当局に問う。

- 仮名処理前の民事裁判情報(保有民事裁判情報)は、訴訟関係者の氏名や住所等の情報を含むものであり、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、
 - ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
 - ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。

- 保有民事裁判情報の保管期間については、安全管理措置に関わるものとして指定法人の業務規程において定められることとなると考えられ、法務省としては、業務規程の認可等に際し、有識者検討会の指摘も踏まえつつ、適切に監督してまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(7)ア・イ[39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もともと、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしなが

ら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

- イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった

(参考2) 令和7年4月25日衆議院法務委員会における柴田勝之議員に対する松井信憲政府参考人の答弁

- 松井政府参考人 お答え申し上げます。

保有民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所など仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除をすべきとも指摘されておりますが、その保管期間については、仮名処理の訂正などのために引き続き利用する必要性や必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討することとなります。

これに対し、仮名加工民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられますが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘がございました。

これら保有民事裁判情報や仮名加工民事裁判情報の保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項ではありますが、まず保有民事裁判情報については安全管理措置に関わるものであ

り、また、仮名加工民事裁判情報については民事裁判情報管理提供業務の在り方そのものに関わるものでございますので、具体的には法務省令や業務規程の定めによることとなりますが、業務規程の認可、本法案の第八条第一項などを通じて、その在り方が適切なものとなるよう対応してまいりたいと考えております。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報（第二十条において「削除情報」という。）、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

四 （略）

2 （略）

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6問 サイバー攻撃に加え、日本では災害リスクも考慮した裁判情報のデータの保管が必要と考えるが、裁判情報の保管の在り方について、法務当局に問う。

- (委員御指摘のとおり、) 指定法人のデータベースが安定的に提供されるためには、サイバー攻撃や災害リスク等も考慮した上で、指定法人において民事裁判情報等を適切に保管する必要がある。
- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等に関する漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の必要的記載事項としており、所要の提出書類等により、漏えい、滅失等のリスクへの適切な対策が講じられているかについて、そのデータの保管の在り方も含め、審査することを想定している。
- 具体的なデータの保管先や保管方法等については、必要となるシステムの内容や要する費用等を勘案してまずは指定法人において検討されるべきものではあるが、法務省としても、指定法人において十分な安全管理措置が講じられるように業務規程の認可を適切に行うとともに、各種監督権限の行使を通じて、指定法人における民事裁判情報の適正な保管・管理が徹底されるよう努めてまいりたい。

(参考1) 保有民事裁判情報等の管理(本法律案第6条第1項第3号)

指定法人が仮名加工民事裁判情報等の提供を適切に行うためには、当該情報を提供に適した状態に保つとともに、訴訟関係者の権利利益に配慮して本制度に対する国民の信頼を確保することが必要である。そのために指定法人が行うべき情報の管理としては、仮名加工民事裁判情報に

ついて電子判決書等の内容と齟齬がないように正確性を保つこと、訴訟関係者等の苦情の申出に応じて適切な処理を行って提供に適した状態に保つこと、保有民事裁判情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の安全管理を講ずることが必要になる。

(参考2) 安全管理に関する事項 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・4(3)イ [36ページ]))

本検討会においては…民事裁判情報が「個人データ」に該当するか否かにかかわらず、情報管理機関には、国民の信頼に足りるだけの安全管理措置を講ずることが求められるとの意見があり、このような観点からは、民事裁判情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の民事裁判情報の安全管理のために必要な安全管理措置として、①業務マニュアルの整備等の組織的安全管理措置、②従業者に対する教育等の人的安全管理措置、③端末の盗難防止等の物理的安全管理措置及び④情報セキュリティ対策等の技術的安全管理措置を講じる必要があるほか、民事裁判情報の漏えい、滅失、毀損等が発生した場合は、監督官庁に報告する必要があると考えられる。

(参考3) 可用性に関する指摘 (民事判決情報データベース化検討会第13回会議 [令和5年12月22日実施] 議事録抜粋)

結論的にはこのような原案について特に結論に異を唱えるものではないのですが、ただ若干書きぶりが気になるところがございまして、このサービス全体の趣旨に鑑みると、もちろん漏えいの防止とか、あるいは仮名加工前の情報が外に漏れてはいけないということはもちろん重要ではあるのですが、このサービスの趣旨を考えると、安定的に利用者の方が利用できるようにすると、いわゆる可用性も非常に大きな要素だと思うのです。したがって、34頁だけではなくてもう少しその前の32頁・33頁辺りの安全管理措置のところの記述ぶりも含めて、漏えいの防止とかそちらだけではなくて、サービスの安定的な提供、可用性ということについても業務委託先にも監督する必要があるし、また、情報管理機関自らもその管理措置を講じる必要があるという、少し書きぶりについて御配慮いただけると有り難いと思います。以上でございます。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

令和7年5月22日(木)
矢倉 克夫 議員(公明)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

7問 指定法人からの委託や再委託をする場合、その委託先・再委託先を法務省は監督できるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定法人の保有する民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の記載事項とし、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、指定法人は、委託先及び再委託先における取扱いを含めて、その安全管理を確保すべき義務を負う。
- したがって、指定法人が民事裁判情報管理提供業務の一部を委託し又は再委託に同意するに当たっては、指定法人において、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。
- 法務省としては、業務委託による情報漏えいのリスクにも十分留意しつつ、承認の可否について適切に判断するとともに、指定法人に対する各種監督権限の行使を通じて、委託先・再委託先の業務の適正を確保してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定(第12条)の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先(再委託先を含む。)にも準用することとしている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

(対^{大臣}・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委
嘉田 由紀子 議員(維新)

1問 本法律案の提出に至る社会的背景及びその狙いや意図について、法務大臣に問う。

- 本法律案は、令和4年5月の民事訴訟法等の改正により裁判手続のデジタル化が進展する中で、法務大臣の監督する指定法人が、訴訟関係者のプライバシー等にも配慮しつつ、民事裁判情報についての幅広いデータベースを整備・提供する仕組みを設けることにより、民事裁判情報の活用のための基盤整備を図るものである。

- 具体的には、本制度の下では、
 - ・ 民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、
 - ・ 指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、デジタル技術を活用し、各種の分析を付するなど様々な価値を付加して、製品やサービスを開発し、
 - ・ その製品やサービスが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。



- このような意味で、本制度は、より高度な法的サービスの提供を含む、様々なイノベーションの基盤となり得るものであり、民事裁判情報の幅広い活用を通じて、利便性の向上など、国民一般の利益に資するものとなることを期待している。

(参考1) 令和4年4月20日衆議院法務委員会附帯決議及び同年5月17日参議院法務委員会附帯決議(関係部分につき内容同一)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～五 (略)

六 訴訟記録を電子化するに当たり、事件記録の保存期間を広げるとともに、判決書については、国民が調査や分析しやすいものとなるよう努めること。

七～十二 (略)

(参考2) 一次的な利用者と二次的な利用者

一次的な利用者としては、出版社、判例データベース事業者、いわゆるリーガルテック企業、研究機関等を想定している。二次的な利用者としては、一次的な利用者の製品やサービスを利用する弁護士等の法律実務家、研究者、民間企業、学生等を想定している。

(参考3) 裁判例の横断的分析

例えば、慰謝料額に関する判断を収集し、多数の裁判例において共通して重要な考慮要素とされる事情を明らかにしたり、これを踏まえた金額の傾向を把握したりすることが可能になり、紛争解決の指針となることが考えられる。

(参考4) 現状におけるAIの活用例（令和6年2月22日午後5時37分日本経済新聞電子版）

人工知能（AI）を活用した法務調査サービスを運営するリーガルスケープ（東京・文京）は、生成AIを使って簡単に判例を検索できる機能の提供を始める。法律系出版社の第一法規（東京・港）の判例検索サービスと連携し、質問に応じてAIが判決のポイントや重要度を判定し、要旨などを示す。判例検索の利用層拡大などを狙う。

第一法規の判例検索サービス「D1-Law.com」のデータベース上の判決文のほか、専門家による判決要旨や意義の解説といった同社独自の付随情報をもとに、判例を効率的に検索できる機能を開発した。特定の論点が争われた裁判を知りたいなどと質問を入力すると、関連性や重要度によって優先順位をつけた上で判例の要旨などを表示するほか、リーガルスケープが所蔵する法律書籍の関連する記述などもあわせて参照できる。

新機能の提供は2月26日から始める。3カ月間は試行期

間として、登録すれば無料で利用できる。

判例は法務調査では重要な情報だが、数も多く内容も難解なため一般の法務担当者などが適切に探すのは難しい。このため既存の判例検索サービスは弁護士の利用が大半を占めているという。「第一法規の判例データベースは法律の条文などに沿って体系だって整理されているため AI による参照に適している。生成 AI を備えることで判例検索のハードルを下げ、判例情報を利用できる人の裾野を広げたい」（八木田樹・最高経営責任者）という。

リーガルスケープは 23 年秋に独自技術と生成 AI を組み合わせ、法務相談の質問に対して所蔵文献などの根拠を示したうえで素早く回答する機能を搭載した。この機能の導入以降、大手企業中心に 150 社以上の新規利用につながったという。

(参考 5) 令和 7 年 4 月 25 日衆議院法務委員会における金村龍那議員に対する鈴木法務大臣の答弁

○鈴木国務大臣 今回の利便性ということですが、基本的なたてつけ、これまでも、質疑の中でも出てきていますが、基本的には民事、行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベース、これに収録をされます。そこでしっかりと仮名処理等々をきちんとした上で、そこから民事裁判情報の提供、これを受けた一次利用者、今答弁もありましたけれども、ここが出版社であったり判例データベース事

業者、あるいはいわゆるリーガルテックのようなスタートアップを中心とした、そういうイノベーターとか、あるいは研究機関等を想定をしているところでもあります。さらに、それが企業であったり、あるいは個人も含めて二次的な利用者に提供されていくという状況であります。

もちろんこれはこういった形の付加価値を一次利用者が付加するか、これは当然それぞれの自由競争の世界でのイノベーションに懸かっていると思っておりますけれども、そういった中で、例えば、一次利用者などにおいては裁判例の体系化であったり、あるいは解説、英訳の付加、あるいは裁判例の横断的な分析、より精緻な統計的分析、機械学習の素材にした上での例えば様々なA Iの研究開発等々が想定をされるところでもあります。

こうした付加価値をつけた上で二次的な利用者に提供されていくということでありまして、もちろん様々なイノベーション、これは私も期待したいと思っておりますけれども、そういった意味でのいろいろな複層的な利便性、これが増すことになっていくことを我々としては期待をしたいと思っております。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 携帯 】

令和7年5月22日(木)
嘉田 由紀子 議員(維新)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 本法律案において、民事裁判情報のデータベース化に当たり、個人のプライバシーを守るためにどのような措置がなされることとなるか、法務当局に問う。

- 本法律案では、指定法人による民事裁判情報の取得・管理・提供の各場面において訴訟関係者の権利利益に対する配慮をしており、具体的には、
 - ・ 指定法人は、民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等制限決定の対象になった情報を取得しない
 - ・ 保有する民事裁判情報等については、目的外使用を禁止するとともに、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理措置を講じる
 - ・ データベースの構築に当たり、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報等に仮名処理を行う
 - ・ 個別の事情を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じた追加的な仮名処理を行うこととしている。
- 法務省としては、指定法人によりこれらの措置が的確になされるよう、各種の監督権限を通じて適切に対処してまいりたい。

(参考1) 閲覧等制限の制度

訴訟記録中に当事者の私生活上の重大な秘密、当事者が保有する営業秘密等が記載又は記録されている場合に、当該部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を、訴訟の当事者だけに限ることができる制度(民事訴訟法92条1項)。

(参考2) 住所、氏名等の秘匿の制度

訴えを提起した者や提起された者がDVや犯罪の被害者であるケース等で、その者やその法定代理人の住所、氏名等が相手方に知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるときは、裁判所の決定により、住所、氏名等を相手方にも秘匿することができる制度。

(参照条文)

○ 民事訴訟法(平成八年法律第九号)

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第一百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2～8 (略)

(申立人の住所、氏名等の秘匿)

第一百三十三条 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所(以下この項及び次項において「住所等」という。)の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者

又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項（次項において「氏名等」という。）についても、同様とする。

2～4 （略）

5 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について第一項の決定（以下この章において「秘匿決定」という。）をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならない。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、この法律その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなす。

○ 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

7～11 （略）

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

（情報提供の求め等）

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録（民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。）に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 （略）

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者で

あつた者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

3問 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定するための要件はどうなっているか、また、その任期に関する規定はあるのか、法務当局に問う。

[指定法人の指定要件]

- 指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮しつつ大量の民事裁判情報を適正に取り扱うことが求められることから、本法律案においては、
 - ・ 一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であること
 - ・ 業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることを指定の要件としている。

- また、業務の遂行が公正に行われるよう、
 - ・ 役員又は職員の構成が業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること
 - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがない者であること等の要件も設けている。

[指定法人が業務を行う期間]

- 本制度における指定法人は、基幹となるデータベースを整備し安定的に運用することが期待されるものである上、指定法人の業務を担うためには、所要のシステムの開発等が必要になるから、業務の性質に照らし、定期的に指定法人を交代させるような運用は想定していない。

- したがって、本制度では、指定法人が業務を行う期間を設けることとはしていない。

(参考1) 「役員又は職員の構成が…業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

役職員が、特定の企業出身者で占められたり、社会的な信用に不審を抱かれるような者（例えば、暴力団構成員）であったりする場合等、国民からみて、民事裁判情報管理提供業務が公正に実施されないのではないかとの危惧が抱かれることになる場合を想定している。

(参考2) 「その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれ」

一般社団法人及び一般財団法人であっても、収益事業を行うことは妨げられないところ、本法律案第5条第1項の指定を受けようとする者が、収益事業として民間の判例データベース事業者と競合する業務を行っているような場合等を想定している。

(参考3) ノウハウの蓄積に関する指摘（民事判決情報データベース化検討会第6回会議〔令和5年3月24日実施〕議事録）

ありがとうございます。少しレベルが違うのかもしれないのですが、消費生活センターを民間に委託するというケースがありまして、それを、法律上要件を決めてOKにするという時に大分議論がありました。消費者の方からの相談が非常にプライバシーであったり、非常に個別具体的な話が聞き取りをしますし、それから国民生活センターが運営しているPIO-NET データを自由に検索できるという状況にありますから、それを株式会社が利用するといった場合、自社の本来の営業に利用するのではないかという懸念もあって、その点については大分私たちは反対をしたりしたことがあるのですが、それを消費者安全法の中で一定の条件を付けて行うということに今なっていて、今株式会社は1社だけやっていますが、多くは一般社団であるとか古くから歴史的に相談を受けているような団体がやっていると。一般消費者の方は行政が運営しているからこそ信頼を得て話をしてくれるというところがありますので、やはり情報管理

機関については適格性については十分検討していただく必要性と、やはりコストであったり入札で何年ですとか、そういうことを行うことによる弊害というのもありますし、経験していくことでいろいろな技術的なことが蓄積されていくということもあるのではないかというふうにも思いますので、少し取り留めはありませんけれども、適格性を審査して制度化することについては賛成ということでございます。以上です。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 役員又は職員の構成が民事裁判情報管理提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 第十八条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者でないこと。

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ この法律の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

2 法務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示するものとする。

- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を法務大臣に届け出なければならない。
- 4 法務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
- 5 指定法人は、役員を選任し、又は解任したときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
- 二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

2～4 (略)

4問 指定法人において不適切な業務が発生したときの監督体制はどうか、第三者機関による監査は計画しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案において、法務大臣は、指定法人に対し、
 - ・ 監督上必要な命令をする権限
 - ・ 報告徴求及び立入検査を行う権限
 - ・ 指定の取消しをする権限等の監督権限を有するものとされており、指定法人の業務に不適切な点があった場合には、法務大臣が、これらの監督権限を行使して、その是正を図ることとなる。

- 本法律案では、指定法人に対して第三者機関による監査を行うこととはしていないが、(委員御指摘のとおり、)指定法人の業務遂行について透明性を確保することは重要なことであると認識している。

- この点、指定法人の行う事務や事業については、平成18年8月の閣議決定において、
 - ・ 少なくとも3年から5年ごとに政策評価を行い、その結果をインターネットで公開し
 - ・ 事務・事業の料金を府省庁が認可している指定法人については、会計処理の明確化及び透明化を図るため、事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなどとされている。

- 法務省としては、指定法人に対する監督権限を適切に行使するとともに、この閣議決定の趣旨も踏まえて、指定法人の業務

の透明性が図られるよう、適切に対応してまいりたい。

(参考) 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(平成18年8月15日閣議決定)(抜粋)

2 国の関与の透明化・合理化のための基準

(1) 府省が講ずべき措置

ア～エ (略)

オ 事務・事業の定期的検証

(略)

また、当該事務・事業(地方公共団体の事務を除く。)について、少なくとも3～5年ごとに政策評価(行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。)を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。(略)

(2) 指定等法人が講ずべき措置

ア (略)

イ 会計処理の明確化及び透明化

適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、事務・事業の料金等を府省が決定又は認可している場合は、当該事務・事業ごとに事業内容、料金等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類を作成し、インターネットで公開するなど、国民が容易にその内容を把握できるよう適切な手段によりこれを公開すること。

ウ 略

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(事業計画等)

第九条 指定法人は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第五条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、法務大臣の認

可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、法務大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十七条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2・3 (略)

(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 この法律の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

三 第五条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。

四 第八条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで民事裁判情報管理提供業務を行ったとき。

- 2～4 (略)

1問 AIの開発基盤を整備するためには、主張書面や証拠資料についても利用者に提供できるようにすることが有益である
と考えるが、今後、指定法人が提供する情報の範囲の拡大について検討をするのか、法務当局に問う。

- (委員御指摘のとおり、) 主張書面や証拠資料についても、AIの学習素材とすることにより、様々な活用が考えられるとの見解もあり得るところ。
- しかし、主張書面については、判断に必須とは言い切れない背景事情を含め、関連事実として様々な事実関係が記載されることがあり、証拠については、裁判に用いることを前提とせずに作成されるものが多くあることから、個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報がより直接的に記載されることも多くある。
- こうした性質に鑑みれば、主張書面や証拠資料をデータベースに収録した場合には、裁判所が必要な情報を取捨選択して作成した電子判決書等とは異なり、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果を与えることが懸念される。
- また、判決に至る過程では多数の主張書面や証拠が提出されることから、それらのデータは膨大な量になり、必要になる仮名処理等の作業も膨大なものになることが想定される。
- こうした事情に鑑み、本制度においては、電子判決書等の内容(民事裁判情報)と、これに関連する情報(民事裁判関連情報)をデータベースに収録することとしたものである。

(参考1) 電子判決書等のみならず訴訟記録についてデータベース化することに関する民事判決情報データベース化検討会における議論（パブリックコメントにおいて寄せられた意見とそれに対する考え方（検討会において報告・了承済み）

意見：今回の検討の対象を民事判決情報に限っているが、判決等の裁判結果情報以外の訴訟関連情報を検討の対象にしていない理由は何か。本「素案」の第2等で詳しく述べられている「利用」を、真に実のあるものとするためには、広く訴訟資料の情報を対象に考えるほうが自然に思えるし（実際に、判決書だけでは、事案に即した判例研究などの利用には足りないというのが常識的見解と思われ、現に第2・1にあるように、司法制度改革審議会意見書は、「訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開」を説いているし、また、民事訴訟においてデジタル化されるのは判決書だけではない。むしろ、各手続において積み重ねられたデジタルデータの「仕上げ」データが、判決書なのだと承知している。データベース化を裁判情報の国民への提供の実現へと結びつける大きな条件として考えるならば、判決書以外の裁判情報を対象から除外する理由は、ないのではないか。この点についてどのような議論がなされたのか、本報告書で言及されるよう望むものである。

考え方：本検討会（第15回）における議論の結果、主張書面や証拠まで含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供することとした場合、当事者等の訴訟活動に対する萎縮的効果が懸念されるほか、仮名処理に要する作業量が膨大なものとなることから、当面の間、基幹データベースに収録する対象は、電子裁判書の内容といわゆるメタデータに限るのが適切であるとされました。

(参考2) 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会における議論（民事判決情報データベース化検討会第15回会議（令和6年6月27日実施）会議資料から抜粋）

○ 本検討会における検討の対象は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法の規定に基づき作成される電子裁判書ではあるものの、議論の過程において委員からは、準備書面等の訴訟資料に含まれる情報が裁判の理解に役立つことがあるのではないかとの視点が示されたことも

あった。

しかしながら、当事者の提出する主張書面には、関連事実として様々な事実関係が主張されることがあるほか、証拠には個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報等がより直接的に記載されていることも多くあるため、電子裁判書にとどまらず訴訟資料を含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供するとした場合、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果を与えることが懸念される。法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においても、利害関係のない第三者に裁判所外の端末から訴訟記録の閲覧を認めることに関する議論において、プライバシーや個人情報流出のおそれが高まり、訴えの提起をちゅうちょさせてしまうのではないかなどといった意見があり、同部会の調査審議を経て取りまとめられた要綱では、電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができるという内容の規律を設けるものとされた。

2問 「決定」や「命令」であっても、法令の解釈適用について参考となるものは、本制度の対象となることが否定されたわけではないと理解してよいか、法務当局に問う。

- 本法律案では、令和4年の民事訴訟法等の改正によりデジタル化される民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された
 - ・ 電子判決書
 - ・ 電子判決書に代えて作成された電子調書(いわゆる電子調書判決)のほか、
 - ・ 電子決定書のうち、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるものについて、指定法人のデータベースに収録される対象としている。
- 今後、収録の対象となる電子決定書の範囲を定める法務省令について、適切に検討してまいりたい。

(参考1) 収録する電子決定書を限定する理由

一般に、決定及び命令は、機動性・迅速性が重視される事項を対象とするものであり、その性質は判決とは大きく異なることから、手続上も、相当と認める方法により告知をすれば足りるなど、判決とは異なる取扱いがされ、日本国憲法においても「公開」が明記されているものではない。

また、決定及び命令については、裁判長による期日指定等、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、電子決定書の作成に代えて調書に記録されるものも多く存在し、理由の説示の程度についても明確な基準はなく、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡

易迅速な処理を行うという訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法・内容とされているという実情にあると考えられる。

こうした決定及び命令に係る民事裁判情報を一律にデータベースに収録しても、裁判所の判断過程を分析することによる活用が期待できないものが混在することとなり、かえって指定法人が行う加工や管理の事務負担が過度に増加し、ひいては利用料金が過度に増加することが懸念される。

(参考2) 収録する電子決定書の内容

電子決定書に係る民事裁判情報のうち、指定法人のデータベースに収録するものは、法務省令で定めることとしているところ、収録の対象とすべき決定について、民事判決情報データベース化検討会報告書においては、①正確な民事判決の内容を知るために必要となるもの（判決に対する更正決定等）、②民事判決に係る事件の帰すうを知るために必要となるもの（上告裁判所による上告の却下等）及び③裁判所の判断やその過程を分析する方法による活用が期待されるもの（文書提出命令に関する決定や行政事件訴訟法における仮の救済に関する決定等）について、収録の対象とする必要性が高いとされた。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案 (定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民事裁判情報 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続において作成された次に掲げる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されている事項に係る情報をいう。

イ 電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」とい

う。)に記録されたものに限る。)

ロ 民事訴訟法第二百五十四条第二項の電子調書(同法第一百六十条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)

ハ 電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録をいい、同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。)であって、法令の解釈適用について参考となる裁判に係るものとして法務省令で定めるもの

二~四 (略)

2 (略)

3問 歴史的人物等プライバシー保護の観点からは仮名化する必要がない情報、誤解や偏見に基づく差別等への懸念から特に配慮を要する事案など、一律の基準だけでは適切な仮名加工処理ができない場合が想定されるが、このような場合はどのように対処するのか、法務当局に問う。

- 本法律案では、指定法人が行う仮名処理について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとしており、また詳細な仮名処理の基準は、指定法人の業務規程に定められるものとしている。
- 有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)においては、こうした基準に沿った仮名処理が行われても、
 - ・ 報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別されること
 - ・ 裁判の理解に不可欠な情報が不足してその内容が読み取れなくなることがあり得ると指摘されており、一律の基準だけで仮名処理を行うこととする場合には、こうした課題が生じ得ると認識している。
- そこで、本法律案においては、苦情の処理に関する事項を指定法人の業務規程の必要的記載事項としており、その下で、個別の事案を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じ、指定法人が追加的な仮名処理を実施することとしている。

(参考1) 仮名処理におけるAIの活用(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(1)ウ[18ページ]))

ウ 仮名処理は、情報管理機関が、法令に則して設ける業務規程等に具体的な基準を設け、これに基づき、AI等を活用しつつ、人手による確認作業を経て実施することが想定されるところ、情報管理機関が基準を策定するに当たっては、基幹データベースを有意義なものとすることや訴訟関係者や利用者にとって明確な基準であることが期待されるとともに、運用開始後、不断に見直すことが期待される(後記(6)参照)。

(参考2) (追加的な処理を含む) 事後的な処理について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(1)[40~43ページ])

ア 情報管理機関は、裁判所から民事裁判情報を取得した後に当該電子裁判書について閲覧等制限決定が行われた場合のほか、利用者等から、①既に行われた仮名処理が前記2(1)の基準に適合していない旨の申出、②個別の事情に応じて前記2(1)の基準以上の仮名処理を求める申出及び③前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付け、必要に応じて、申出の内容を踏まえた事後的な措置を行うとともに、他の利用者に行った措置の内容を通知すべきである(後記(2)参照)。

イ 前記ア②の申出は、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれのある場合に、当該訴訟関係者等によって行われることが想定され、典型的な例としては、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報を仮名化することの申出等が考えられる。なお、情報管理機関が利用者に民事裁判情報を提供する前にこのような申出が行われた場合、当該情報の仮名化等の必要な措置を実施した上で利用者への提供を行うことが考えられる(後記(2)参照)。

ウ (略)

エ 基幹データベースを構築するに当たっては、収録する民事裁判情報により裁判所の判断及びその過程の分析・検討ができるよう留意する必要があることから、前記2(1)の基準に従った仮名処理により裁判の理解に不可欠な情報が不足している場合には、利用者の申出に基づき、実施した仮名処理を変更する必要がある。なお、この変更に当たっては、単に

置き換えた情報を復元するという方法だけではなく、例えば、日付をアルファベットに置き換え、時系列がわかるような形式にするなど、運用上の工夫の余地があると考えられる。

ただし、前記イの申出に応じて事後的に仮名処理の対象とされた情報については、訴訟関係者の権利利益を保護する必要性から事後的に仮名処理の対象とされたものであって、当該情報については民事訴訟法上の閲覧制度を利用するなど、当該情報にアクセスするための代替手段が考えられることからすれば、再度仮名処理の対象外とすべきものではないと考えられる。

なお、本検討会においては、公人といわれるような人物について、申出に応じて事後的にその氏名を明らかにする必要があるとの意見があった。もっとも、これに対しては、このような事例について氏名を明らかにすることができる者の基準を一義的に定め、その基準に該当するか否かを情報管理機関において電子裁判書そのものから判断することは困難であるとの意見もあった。また、当該人物の氏名そのものが裁判所の判断及びその過程を理解するのに不可欠な情報となることは直ちに想定されず、利用者においても報道等と照らし合わせることによって当該人物の氏名を知ることができるとの意見もあった。

(参考3) 追加的な処理の対象となる情報の具体例

より具体的に言うと、DV被害者の職業等が追加的な処理の対象となり得る。このほかには、法人の名称については一次的な処理の対象にしないことを想定しているところ、いわゆるパワーハラスメントの事案における被害者の所属する課室の名称等が想定される。

(参考4) 裁判の理解に必要不可欠な情報が不足している旨の苦情の申出

検討会においては、次のような指摘があったものの、訴訟関係者の氏名や生年月日について、裁判の理解に必要不可欠であるとしてこれらの情報を復元するよう求める申出に対しては、プライバシー等に配慮する観点から慎重な検討が必要であると考えられ、単に復元するのではなく、月日を「N日」「N+1日」とするなど、工夫が必要であると考えられる。

○ 検討会における指摘（第10回〔令和5年7月19日実施〕議事録）

私がよく授業で取り上げる事件として未熟児網膜症訴訟というものがかつて多数提起されました。この一連の訴訟では、次第に下級審の救済基準が明確化され、厚生省研究班の報告書が出された 1975 年 8 月以降に出生し、未熟児網膜症に罹患した子供だけが救済対象になって、それ以前に生まれた子供は救済対象にならないというような判断がされていたので、その判断が適当だったかどうかということが最高裁で争われて、結論的には民集掲載の平成 7 年判決がその判断を覆したということがあったわけですが、やはりそれも、生まれた子供の生年月日が少なくとも月単位では分かっていないと、その判決が何を言わんとしているのか、あるいはどういう子供が例外として認められたのかということが分からないわけですね。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

○ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）【令和4年法律第48号による改正後のもの・未施行】

(秘匿決定があった場合における閲覧等の制限の特則)

第三百三十三条の二 秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る。

2 前項の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであって秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分（以下この条において「秘匿事項記載部分」という。）に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができる。

3～6 (略)

4問 民事裁判情報には、商品名等の固有名詞、勤務先や役職等、公知の事実と組み合わせるなどして個人を識別できる情報が含まれ得ると考えるが、このような情報は仮名処理に当たりどのように取り扱われるのか、法務当局に問う。

- 本制度においては、指定法人は、民事裁判情報について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工しなければならないものとしている。
- 委員御指摘のとおり、仮名処理を行っても、他の情報と組み合わせることによって個人を識別することができる場合もあり得るため、このような基準を超えた処理を行うべき個別の事情がある場合には、指定法人が追加的な仮名処理を行うこととしている。
- この場合に、どの情報に仮名処理を要するかということは、当該事案の関係者が最もよく知る事柄であると考えられることから、本制度においては、追加的な仮名処理は、訴訟関係者等の申出に応じて行うこととしている。
- この申出の処理に関する事項は、指定法人の業務規程の必要的記載事項とされた上で、法務大臣が認可することとなるが、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、
 - ・ 民事裁判情報が利用者に提供される前の段階においても、訴訟関係者等による追加的な仮名処理の申出を受け付けることが考えられる
 - ・ そのために指定法人が行う第一次的な仮名処理の基準を公開することが考えられる

などと指摘されている。

- 法務省としては、有識者検討会における議論も参考にしながら、訴訟関係者の権利利益に対する適切な配慮が行われるよう、業務規程の認可等を通じて、適切に対応してまいりたい。

(参考) 苦情の申出の時点に関する有識者検討会における議論 (民事判決情報データベース化検討会報告書第5・5(2)ウ及び(3)ウ [43・44ページ])

(2) 仮名処理に関する事後的な措置について

ウ 個別の事情に応じて第一次的な処理の基準を超える仮名処理を求める申出は、情報管理機関が仮名処理済みの民事裁判情報を利用者に提供した後、一次的な利用者から提供を受けるなどして前記2(1)の基準に沿った仮名処理以上の処理が必要であると考えた者によって行われることが多いと考えられる。もっとも、情報管理機関が利用者に提供する前であっても、申出をする者が電子裁判書の内容及び前記2(1)の基準による仮名処理の対象となる情報を知っていれば、更に仮名処理を求める情報を特定して当該情報について追加的な処理を求めるなどといった方法により申出を行うことが可能である。そして、訴訟関係者の権利利益に配慮する観点からは、情報管理機関が利用者への提供を行う前に申出が行われた場合には、これを拒絶する積極的な理由はないと考えられる。このような場合には、情報管理機関において必要な措置を行った上で民事裁判情報を利用者に提供することが考えられる。

(3) 事後的な措置を行うために必要となる体制の整備等について

ウ また、本検討会においては、情報管理機関は、第一次的な処理の基準をあらかじめ公表するとともに、事後的な措置について、情報管理機関のウェブサイト上で申出ができるようにした上で、対応状況に関するデータを収集・蓄積することとすれば、運用の在り方の検討や監督に資するのではないかとの意見があった。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人（当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。）の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。）の全部又は一部を削除する措置（当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。）を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

5問 本法律案には、民事裁判情報の削除に関する規定がないが、指定法人の保有する仮名処理前の民事裁判情報の管理方針について、法務当局に問う。

- 仮名処理前の民事裁判情報(保有民事裁判情報)は、訴訟関係者の氏名や住所等の情報を含むものであり、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとも指摘されているが、その保管期間については、
 - ・ 仮名処理の訂正等のために引き続き利用する必要性
 - ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討されることとなる。
- 保有民事裁判情報の保管期間については、安全管理措置に関わるものとして指定法人の業務規程において定められることとなると考えられ、法務省としては、業務規程の認可等に際し、有識者検討会の指摘も踏まえつつ、適切に監督してまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(7)ア・イ[39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もともと、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録

の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった

(参考2) 令和7年4月25日衆議院法務委員会における柴田勝之議員に対する松井信憲政府参考人の答弁

○ 松井政府参考人 お答え申し上げます。

保有民事裁判情報は、訴訟関係者の氏名や住所など仮名処理前の情報を含むものであり、有識者検討会では、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除をすべきとも指摘されておりますが、その保管期間については、仮名処理の訂正などのために引き続き利用する必要性や必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、今後、指定法人において検討することとなります。

これに対し、仮名加工民事裁判情報は、基幹となるデータベースを構成するものとして、できる限り長期間保管され、利用者の用に供されるのが望ましいと考えられますが、有識者検討会では、保管に要する費用等の観点から一定の限度があるのもやむを得ないとの指摘がございました。

これら保有民事裁判情報や仮名加工民事裁判情報の保管期間については、まずは指定法人において検討されるべき事項ではありますが、まず保有民事裁判情報については安全管理措置に関わるものであり、また、仮名加工民事裁判情報については民事裁判情報管理提供業

務の在り方そのものに関わるものでございますので、具体的には法務省令や業務規程の定めによることとなりますが、業務規程の認可、本法案の第八条第一項などを通じて、その在り方が適切なものとなるよう対応してまいりたいと考えております。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であって、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保

有民事裁判情報から削除した情報（第二十条において「削除情報」という。）、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報（以下「保有民事裁判情報等」という。）を管理すること。

四 （略）

2 （略）

（業務規程）

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 （略）

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（監督命令）

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6問 本制度の導入によって民間の判例データベース事業者が提供するサービスの料金が高騰する可能性はないか、法務当局に問う。

- 本制度においては、
 - ・ 民間の判例データベース事業者等の一次利用者が、指定法人から提供を受けた民事裁判情報に判例解説や高度な検索機能等を付加した利便性の高いデータベースを整備・提供し、
 - ・ 研究者等の個人の利用者は、一次利用者の提供する製品・サービスを二次的に利用することを想定している。
- 本制度の一次利用者である民間事業者が二次利用者に民事裁判情報を提供する料金については、民間事業者の事業活動であり、自由競争に委ねられるべきものであるから、法務省において直接その設定に関与することは適切ではないと考えている。
- 他方、一次利用者からの提供料金は、指定法人から一次利用者に対する提供料金の影響も受けると考えられるところ、本法律案においては、指定法人が一次利用者に民事裁判情報を提供するための料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項としてこれを法務大臣が認可することにより、不当に高額な料金設定とならないことを担保している。
- 法務省としては、事業計画や収支予算、データベースの整備・運用への支障の有無等を勘案した上で、業務規程の認可を通じて、指定法人の提供料金が不当に高額なものとならないよう留意するとともに、二次利用の状況についても、情報収集に努め、必要に応じて適切な対応を検討してまいりたい。

(参考1) 民事裁判情報の提供の在り方について(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・3(4)エ[33-34頁]))

エ 基幹データベースを構築し、民事裁判情報を提供することの意義は、前記第2・2のとおり、個別の裁判例の内容分析にとどまらない裁判例全体の傾向分析や民事裁判情報を機械学習の素材として利活用することによる高品質な法的サービスを実現することにある。そのために、先例性や社会的関心があるとは限らないものを含めて基幹データベースに収録し、これらを提供するものとするところからすると、基幹データベースの主たる利用者として想定されるのは、判例データベース会社や出版社等、全ての民事裁判情報を収集して独自の視点で先例性や社会的関心の有無を判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者に提供する者や、裁判例全体の傾向分析等を行おうとする研究者等であると考えられる。こうした利用者のニーズに対応するため、情報管理機関は、継続的契約に基づいて全ての民事裁判情報を順次提供する方法や直近数年間に言い渡された全ての判決に係る民事裁判情報を提供する方法等、一定の網羅性が担保される方法による提供を行うことが考えられる。

他方、本検討会においては、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保するのが望ましいとの意見があり、その一方法として、一件ずつの提供を希望する者に対しても提供してはどうかとの意見があった。もっとも、このような方法による提供を行う場合、決済システムの整備に相応の費用を要することが指摘されており、その費用を考慮して提供料金を設定しようとするれば必然的に利用料金は高額になることが想定される。また、前記(2)イのような機械判読に適した形式の情報は、必ずしも個別の裁判例の分析検討に適した可読性のあるものとはいえない。さらに、一般の国民は、一次的な利用者から提供される付加価値の高い情報等によって民事裁判情報にアクセスすることが想定される。これらの事情を考慮すれば、情報管理機関においては、まずもって上記主たる利用者として想定される者のニーズに応じた提供を実施することが考えられる。ただし、本検討会においては、情報管理機関の利用者を通じて、これまで必ずしも先例性や社会的関心があるとはされてこなかったようなものを含めて、より多くの民事裁判情報が提供される状況にある限りは、このような方法による提供を継続すればよいと考えられるものの、一次的な利

用者が二次的な利用者に提供する民事裁判情報を選別するなどした結果、基幹データベースを構築する意義が実現されないような事態に至った場合には、別途の検討が必要ではないかとの指摘があった。こうした指摘を踏まえれば、情報管理機関においては、基幹データベースの運用状況を勘案しつつ、必要に応じ、その健全な運用に支障をきたさない範囲において、例えば上記一件ずつの提供を実施するなど、より広く一般国民が容易に民事裁判情報にアクセスする方法を確保することが期待される。

(参考2) ヒアリングにおける判例データベース事業者の意見（民事判決情報データベース化検討会第2回会議（令和4年11月16日実施）議事録抜粋）

続きまして、データベース化の必要性についてお話をさせていただきます。オープンデータ化が実現すれば、本文データ化までのフローだけではなくて、以上申し上げたような仮名処理後の要望対応も含めて、かなりの部分が業務フローとしては無くなっていくものと想定しております。オープンデータを弊社として有償で利用することになったとしても、年間約1万件から登載件数が約20万件へと飛躍的に伸びることとなるため、データベースの価値は上がります。一方で、かなりの部分が業務フローとしては無くなりますので弊社としてはコストが下がるということになると考えています。また、このようなデータ化、仮名化については各社様それぞれが似たようなフローで同じことを行っているものと想定されますので、判決文の公共財として価値からすれば、オープンデータ化の実現によってそのようなフローにかかっているコストがまさに「社会的なコスト」として位置付けられますし、当社だけでなく社会全体の効率化が期待できるものと当社では考えています。

(参考3) 二次利用の状況を踏まえて行う対応の例

例えば、一次的な利用者の提供料金が高騰しているようであれば、指定法人を通じてその原因を分析し、指定法人の提供料金に原因があるのであれば、提供料金をより低廉なものとするための検討（より効率的な仮名処理を行うための人的・物的体制の見直しなど）を行うことが考えられる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一～三 (略)

四 料金に関する事項

五・六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

7問 破産者マップのような事案への対応方針について、法務当局に問う。

- 御指摘の「破産者マップ」については、破産手続開始決定等を受けた個人の氏名及び住所が、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されるものと承知している。
- これに対し、本制度においては、指定法人が利用者に民事裁判情報を提供するに当たり、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう、仮名処理をすることとしており、氏名の全部や住所の一部は削除されることとなる。
- また、本制度においては、
 - ・ 指定法人が、情報提供契約に基づき、利用者に対して有償で民事裁判情報を提供することとしており、
 - ・ 主たる利用者としては、判例データベース事業者、出版社、リーガルテック事業者等を想定しているところ、不適切な利用を防止するため、情報提供契約において、訴訟関係者の権利利益を侵害するような態様で民事裁判情報を利用することを禁止する旨の定めを設けた上で、これに違反した場合には、当該利用者との間の契約を解除することで対処することが考えられる。
- こうした契約の締結に関する事項は、指定法人の業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしているところであり、法務省としては、業務規程の認可等を通じ、利用者による不適切な利用の防止を図ってまいりたい。

(参考1) 破産者マップに関する答弁（令和5年12月5日参・内閣委員会
〔官報の発行に関する法律案の審議〕における石川内閣府副大臣の答弁）
○副大臣（石川昭政君） 大島委員にお答えいたします。

先ほども、私、破産者マップ、まだ運用中であることを確認した上でお答えしたいと思います。

個人情報保護委員会におきましては、これまで多数の累次の破産者等の個人情報を地図データとひも付ける形で表示しているウェブサイトの運営者について、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しており、個人情報保護法第十九条に違反する事実があるということをも理由とし、同法に基づき勧告、命令、関係捜査機関への告発を行うなど強い対応等を行っているところと承知をしております。また、これらの対応を行うことと並行いたしまして、法改正や法解釈の整理、明確化も行われてきたものと承知しているところです。

個人情報保護委員会におきましては、今後とも、このような個人情報の不適正利用等の事案が発生した場合には、同法に基づき厳正に対応されるものと考えております。

(参考2) 提供契約の在り方に関する民事判決情報データベース化検討会報告書の記載（第5・3(4)イ〔31～32ページ〕）

(4) 提供の在り方について

イ 他方において、より多くの者が利活用することに伴い、対応すべきリスクの増加も想定される。利活用に供されるのは仮名処理後の民事裁判情報であり、一定の場合には事後的な措置も行われることから、適切な利活用が行われる限り、訴訟関係者の権利利益が侵害されることは想定し難いものの、例えば、提供された民事裁判情報について、他の情報との組合せによって個人を識別した上で情報が流布されたり、一部の情報だけが流布されて誤解を招いたり、不適切な改ざんがされた情報が流布されたりした場合等、不適切な利用が行われた場合には、訴訟関係者の権利利益が侵害されるおそれがある。そのため、訴訟関係者の権利利益の保護を図る観点から、一定の規律を設ける必要がある。

規律の在り方について、本検討会においては、利用者に対する直接の規律を設けることも考えられるのではないかとの指摘があった。しかしなが

ら、これに対しては、現状において判例評釈が自由に行われているように、民事裁判情報は本来自由に利活用できるものでなければならず、名誉毀損罪、信用毀損罪及び業務妨害罪のような刑事罰、個人情報保護法における不適正な利用の禁止及び利用停止の措置等並びに民事上の不法行為責任等、既存の制度に加えて利用者に対する直接の規律を新設すべきではないとの意見があった。このような意見を踏まえると、利用者に対する直接の規律を設けるよりも、情報管理機関と利用者との間の提供契約を通じて訴訟関係者の権利利益の保護を図るのが適切であると考えられる。

提供契約の在り方について、本検討会においては、利用者に民事裁判情報を提供するに当たって、目的や用途によって提供の可否を決めるようにすると、自由な利活用を阻害するおそれがあり、学問の自由や表現の自由との関係でも問題が生じるのではないかとの意見、不適切な利用に対するサンクションとしては提供契約の締結の拒絶や解除が考えられるところ、自由な利活用を阻害しないようにするという観点からは事後的な対応に重きを置くべきではないかという意見、提供契約の拒絶や解除をすることができる事由としては利活用の態様や料金の支払状況が考えられるのではないかという意見があった。

こうした意見を踏まえると、情報管理機関は、正当な理由がある場合には提供契約の締結の拒絶や解除をすることができるものとし、締結の拒絶をすることができる正当な理由は、未払料金がある場合や申込みに当たって偽りがあった場合等に限定し、解除をすることができる正当な理由については、これに加えて、利活用の態様が提供契約上の義務に違反する場合にも認めることが相当である。

契約上の義務の内容は、第一義的には情報管理機関において定めることになるところ、情報管理機関が契約上の義務を定めるに当たっては、いわゆる破産者マップのような事例等、個人情報保護法第19条によって禁止される個人情報の不適正な利用の例を参考にするなど、一次的な利用者から提供を受ける二次的な利用者を含め、民事裁判情報の不適切な利用が行われないようにすることが期待される。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三～六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(契約の締結及び解除)

第十条 指定法人は、情報提供契約の申込者がある申込みに関し偽りその他不正の行為を行ったとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定法人は、情報提供契約を締結した者の契約上の義務違反により契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき、その他法務省令で定める正当な理由があるときを除き、情報提供契約を解除してはならない。

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

(不適正な利用の禁止)

第十九条 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(利用停止等)

第三十五条 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において

「利用停止等」という。)を請求することができる。

2～7 (略)

(勧告及び命令)

第百四十八条 委員会(注：個人情報保護委員会)は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、(中略)第三十五条(第一項、第三項及び第五項を除く。)、(中略)の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、(中略)の規定に違反した場合(中略)において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8問 指定法人のデータベースが利用されることで、過去の判例にバイアスや偏見が含まれていることが明らかになることも考えられ、その場合に指定法人の保有するデータをアップデートするなどの対応が必要であると考え、法務当局の認識を問う。

- 本制度においては、民事・行政事件の判決書等が広く指定法人のデータベースに収録され、指定法人から民事裁判情報の提供を受けた一次的な利用者が、AIを含む様々な製品やサービスを開発・提供し、それが二次的な利用者に提供されて活用されることを想定している。
- こうした活用の結果として、判例・裁判例について様々な角度からの分析がなされ、時代や社会の変化に応じた判断の傾向やそれを踏まえた個別の裁判例の評価なども明らかになり得る。
- 他方、指定法人のデータベースに収録される民事裁判情報は、その当時の裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるものとする必要があるから、指定法人の保有するデータそのものを改変することは想定していないところ。
- 指定法人のデータベースを利用した分析等により明らかになった成果は、その内容に応じ、(データベースのデータを改変するのではなく、例えば当事者の主張に生かすなど、) 基本的には、その後の訴訟実務等の中で活用されていくこととなると考えられる。

(参考) 令和3年4月2日衆議院法務委員会における上川法務大臣の答弁

○上川国務大臣 民事判決の情報につきまして、これは、先ほどユーザー目線というお話がございました、国民の行動規範や、また紛争解決の指針ともなり得るものであると認識をしております。その意味で、社会全体で共有、活用すべき重要な財産であるというふうに考えます。

また、今、ユーザー目線のもう一つ、行政の中におきましての政策につきまして、その課題、現行の法令の課題、こういったことの検討にもつながるのではないかという御指摘でございまして、その意味でも極めて重要なデータベースになり得るというふうに思っております。

今後、より広く国民の皆様提供されるようにすることにつきましては、行政府としても、またデジタルを推進する社会を推進していく上でも重要と考えているところでございまして、法務省といたしましても、そうした動きに対しましてしっかりと協力をしてまいりたいというふうに思っております。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 民事裁判関連情報 民事裁判情報に関連する情報であつて、当該民事裁判情報に係る裁判について上訴があつた旨その他の民事裁判情報の活用の促進に資するものとして法務省令で定めるものをいう。

2 (略)

(業務)

第六条 (略)

2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務のほか、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(第十二条において「仮名加工民事裁判情報等」という。)を利用して司法制度の充実に資する調査及び研究の業務を行うことができる。

(情報提供の求め等)

第七条 (略)

- 2 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、民事裁判関連情報を収集整理し、及び仮名加工民事裁判情報を利用しようとする者に対して、当該収集整理した民事裁判関連情報を提供するよう努めるものとする。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成
令和7年5月22日(木) 参・法務委
仁比 聡平 議員(共産)

1問 民事裁判情報の流出や漏えい、他の情報と照合するなどして特定の個人が識別されるなどの人権侵害が起きた場合、誰が責任をとるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報等の流出や漏えいを防止する観点から、指定法人の保有する民事裁判情報について、
 - ・ 漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理に関する事項を業務規程の必要的記載事項として、法務大臣がこれを認可する
 - ・ 法律により目的外使用を禁止する
 - ・ 指定法人の役職員等が不正な利益を図る目的で提供するなどの行為について罰則を設けることとしている。

- また、指定法人が民事裁判情報のデータベースを整備し、利用者に提供するに当たっては、
 - ・ 法務省令で定める基準に従って仮名処理を行い、
 - ・ 個別の事情を踏まえた訴訟関係者からの申出を受けて、必要に応じた追加的な仮名処理を行う



ものとしている。

- その上で、一般論として申し上げれば、故意又は過失によって他人の権利等を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことになる。

- もとより、法務省としては、委員御指摘の事態が生ずることのないよう、法人の指定に当たり、安全管理の観点から厳格に審査を行うとともに、各種監督権限を行使して、指定法人を適切に監督してまいりたい。

(参考) 第 217 回国会衆議院法務委員会における本法律案に関する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を行う法人を指定する際には、民事裁判情報に含まれる個人情報について遺漏なく仮名処理を実施するとともに漏えい等を防止するために必要な安全管理措置を講じることができる技術的能力及び経理的基礎について、厳格かつ公平に審査すること。また、指定後においても、民事裁判情報は仮名処

理後も個人を容易に特定し得る場合があり、広く社会に拡散しやすい性質を有することに鑑み、業務の委託先及び再委託先を含め、当事者や関係者のプライバシー保護の要請に十分に配慮した措置に加え、適切な安全管理措置を講じるとともに、保有民事裁判情報等の目的外使用を行わないよう、指定法人に対し必要かつ適切な監督を行うこと。

二～四 (略)

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限って、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 (略)

2～5 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理

提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二 仮名加工民事裁判情報の提供を内容とする契約（第十条及び第十二条において「情報提供契約」という。）の締結に関する事項

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四 料金に関する事項

五 苦情の処理に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止）

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用して

はならない。ただし、第六条第二項に規定する業務を行うために仮名加工民事裁判情報等を使用するとき及び情報提供契約を締結した者に対して民事裁判関連情報の提供を行うときは、この限りでない。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(罰則)

第二十条 次に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有民事裁判情報(第二条第一項第三号に規定する措置によって削除し、又は他の情報に置き換えることが予定されている情報に限る。)、削除情報又は第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて削除情報を復元することができるものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者

二 第十四条第一項若しくは第二項の規定により委託若

令和7年5月22日(木)
仁比 聡平 議員(共産)

参・法務委員会
対法務当局(法制部)

2問 本法律案による仮名処理の基準は、現在裁判所ウェブサイト
で裁判情報を公表する際に行われている仮名処理の基準と
同じか、法務当局に問う。

- 裁判所ウェブサイトで公表される裁判情報においては、例えば、個人の氏名や個人の住所等の地名の一部について仮名処理がなされているものと承知している。
- 一方、本法律案における指定法人が行う仮名処理については、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、加工をしなければならないものとし、また、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定めるものとしている。
- このように、本法律案における仮名処理の具体的な基準は、今後定めていくことを予定しており、裁判所ウェブサイトにおける取扱いと重なる部分もあると想定されるものの、現時点において、その詳細を確定的にお答えすることは困難である。
- 今後、法務省令や指定法人の業務規程を定めるに当たっては、裁判所ウェブサイトにおける仮名処理の基準を含め、現在の実務の運用状況も踏まえ、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 最高裁において定めた仮名処理基準等

平成31年2月27日付け広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について(事務連絡)」

(参考2) 裁判所ウェブサイトにおける仮名処理基準等の概要

- 裁判所ウェブサイトにおいては、掲載する民事裁判情報に含まれる個人名、個人の住所等の地名のうち市、郡、東京都の特別区より小さな行政区画、地番等について、仮名処理を実施している。
- ただし、実名等で表記しないと判決情報の価値がなくなるような場合又はプライバシー保護の観点からは仮名処理の必要性が乏しい場合には、実名で記載するかどうかを個別に検討することとしている。
- これに対し、法人その他の団体名は、当事者である場合も含め、原則として実名とし、例外的に
 - ・ 法人名を公開することで個人を推知又は特定できる場合
 - ・ 裁判体が事件内容を総合的に考慮して仮名処理が必要と判断した場合には、法人その他の団体名についても仮名処理の対象としている。

(参考3) 令和7年4月25日衆議院法務委員会における金村龍那議員に対する司法法制部長の答弁（未定稿）

- 金村委員 …略…私自身は民事裁判の当事者にもなったことはありませんし、弁護士でもないので、こういった裁判に立ち会ったこともないんですけれども、一つ教えていただきたいのが、仮名処理のルールを定める観点や対象というのは、もう既に範囲が決められているものなんですか。
- 松井政府参考人 お答え申し上げます。

仮名処理の基準を定めるに当たっては、訴訟関係者のプライバシー等に適切に配慮しつつ、データベースを有意なものとするため、具体的な事実関係に基づく裁判所の判断及びその過程を読み取ることができるようにする必要もございます。

本法律案において、指定法人は、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理をしなければならないものとしており、対象となる情報としては、訴訟関係者の氏名の全部、生年月日の一部、個人の住所のうち市郡より小さい行政区画、マイナンバー等の個人識別符号の全部などを想定しているところでございます。

法務省といたしましては、先ほど申し上げたような観点を踏まえ、法

務省令において適切な基準を定めてまいりたいと考えております

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～四 (略)

五 苦情の処理に関する事項

六 (略)

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

3問 情報漏えいリスクの低減の観点から、仮名処理を行う都度、仮名処理前の民事裁判情報を消去していくべきではないか、法務当局に問う。

- 仮名処理前の民事裁判情報(保有民事裁判情報)について、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)では、利用者からの指摘を踏まえて仮名処理の訂正を行う場合などに備え、引き続き指定法人において保管し利用することが必要となり得る旨指摘され、その上で、利用の必要がなくなったときは遅滞なく削除すべきとされた。

- 保有民事裁判情報の保管期間については、
 - ・ これらの引き続き利用する必要性
 - ・ 必要な安全管理措置を講じつつ保管するコスト等を考慮して、まずは、指定法人において検討の上、安全管理措置に関わるものとして、指定法人の業務規程において定められることになると考えられ、法務省としては、業務規程の認同等に際し、有識者検討会の指摘も踏まえつつ、適切に監督してまいりたい。

(参考1) 仮名処理前の民事裁判情報の取扱いについて(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・5(7)ア・イ[39~40ページ])

(7) 仮名処理前後の民事裁判情報の消去について

ア 仮名処理前の民事裁判情報には個人の氏名や住所等が記録されており、訴訟関係者の権利利益に配慮して漏えい等を防止するという観点からは、できる限り速やかに、かつ、確実に消去されるのが望ましい。

もともと、本検討会においては、民事裁判情報の公共財としての側

面に着目し、仮名処理前の民事裁判情報についても、どこかの機関において適切に管理・保存されるべきであるという意見があった。しかしながら、このような観点からは、裁判書自体が裁判所において民事裁判記録の一部として保管され、保存期間経過後は順次国立公文書館に移管されることから、仮名処理前の民事裁判情報について、情報管理機関やその他の機関において重複して保管する必要はないと考えられる。

そこで、情報管理機関は、仮名処理前の民事裁判情報について、利用の必要がなくなったときは、遅滞なく削除すべきである。

- イ 仮名処理前の民事裁判情報の具体的な保管期間については、利用の必要性等を勘案して定められるべきものであるが、本検討会においては、情報管理機関から提供された情報を利用者が入手して仮名処理の誤り等に気付いて是正の申出をするのに通常要すると想定される期間を踏まえて利用者への提供から1年程度とする意見があったほか、いわゆる改め文方式で作成された控訴審判決について、仮に情報管理機関が原審判決に溶け込ませるよう加工して提供を実施することになった場合には、こうした加工に要する期間を勘案する必要があり、1年程度の保管期間では足りないのではないかとの意見があった。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案
(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 保有民事裁判情報 第五条第二項に規定する指定法人が第七条第一項の規定により最高裁判所から提供を受けた電磁的記録に記録されている民事裁判情報であつて、当該指定法人が保有しているものをいう。

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められるものとして法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三

条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務)

第六条 指定法人は、この法律及び第八条第一項に規定する業務規程の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報、第二条第一項第三号に規定する措置によって保有民事裁判情報から削除した情報(第二十条において「削除情報」という。)、第十三条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報、仮名加工民事裁判情報及び次条第二項に規定する収集整理した民事裁判関連情報(以下「保有民事裁判情報等」という。)を管理すること。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必

要な事項として法務省令で定める事項

- 3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不適當となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(監督命令)

第十六条 法務大臣は、民事裁判情報管理提供業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。